

厚 生 委 員 会

平成30年3月9日 (金)

厚生委員会

日 時 平成30年3月9日（金）午前10時00分開会—午後4時17分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、松尾副委員長、和田、道工、田島、奥野、竹原、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 坂原、辻下、反保

一般傍聴 1名

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

保井まちづくり戦略室長兼町長公室長

古橋しあわせ創造部長

西総務部長

四至本財政改革部長

佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事

波戸元しあわせ創造部理事

門前しあわせ創造部理事兼福祉課長兼保健センター所長

池下福祉課長

松本保険年金課長

寺田子育て支援課長

辻里住民生活課長兼生活環境係長

相馬こぐま園長兼子育てセンター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席であります。

理事者についても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いいたしたいと思います。

お諮りいたします。

傍聴の申し出がございましたので、許可してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 どうもありがとうございます。

傍聴を許可いたします。

では、審議に入ります。

3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件17件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第4号「平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)について」を本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下福祉課長 平成29年度岬町一般会計補正予算(第9次)について、ご説明いたします。

委員会資料の1ページをご参照ください。

1 4 国庫支出金、2 国庫補助金、社会福祉費負担金、障害者総合支援事業費補助金といたしまして、32万4,000円の増額補正です。障害者福祉費に充当いたします。

内容につきましては、歳出で説明いたします。補助率は2分の1です。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 続きますして、15府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、2万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療基盤安定事業費の決定に伴い、計上いたしております。

なお、これにつきましては、歳出の後期高齢者医療特別会計繰入金基盤安定分に充当をいたします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 続きますして、18繰入金、2特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金（介護サービス事業勘定繰入金）としまして500万円の増額補正です。

こちらの繰入金につきましては、平成28年度まで地域包括支援センターを直営で実施しておりましたが、平成29年度から社会福祉協議会に委託しており、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）を清算するに当たり、その余剰金を一般会計に繰り入れを行うものです。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 続きますして、21町債、1町債、保健衛生債といたしまして、400万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、歳出で計上しております深日火葬場解体撤去工事に充当いたします。

詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。

以上、当委員会付託分、計といたしまして、935万1,000円を増額補正するものです。

続きますして、歳出について、ご説明させていただきます。

委員会資料の2ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費、一般管理費人件費、再任用職員といたしまして、128万7,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、昨年10月から大阪府からのパスポート業務の権限委譲に伴い、パスポート発給事務を行っております。これまでのマイナンバー関係の窓口業務とあわせて、新たな事務が増加したことから、コミュニティバス運転手であった再任用職員1名をパスポート、マイナンバー業務に配置転換し、事務執行体制を強化することといたしました。これに伴い、予算執行においても、業務分担に合わせ、科目を振りかえるものです。

内容といたしましては、給料91万6,000円、職員手当等27万6,00

0円、共済費9万5,000円です。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 続きまして、3民生費、1社会福祉費、障害者福祉費、障害者システム改修委託料といたしまして、64万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害者総合支援法の改正に伴い、新サービスの創設や報酬改定に伴い、支給決定や審査支払いを行うシステムの改修を行う必要があることによる改修委託料でございます。歳入の障害者総合支援事業費補助金を充当いたします。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 続きまして、後期高齢者医療広域連合事業費といたしまして、3万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療基盤安定事業費の決定に伴い、計上をいたしております。

辻里住民生活課長 4衛生費、1保健衛生費、火葬場改修費といたしまして、450万4,000万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、火葬場の解体に当たり、外壁のアスベストの有無について、施工業者において調査をしたところ、アスベストが検出されました。このアスベストを除去しなければ建屋を解体することができないため、除去に係る費用を計上いたしております。

なお、当該工事費につきましては、歳入で計上しております深日火葬場解体撤去事業債を充当するものです。

次に、8土木費、4都市計画費、コミュニティバス運行事業といたしまして、223万8,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、現在、乗り継ぎ支線の運転手は、再任用職員1名、臨時職員6名、合計7名でローテーションをしながら毎日運行しております。

昨年10月から大阪府のパスポート発給事務の委譲を受け、事務体制強化のため、再任用職員の運転手1名を配置転換したことに伴い、運転手のローテーションを円滑に行うため、臨時職員の運転手2名を雇用しております。これに係る賃金を増額補正するものです。

次に、3ページをごらんください。

コミュニティバス運行事業再任用職員といたしまして、128万7,000円を減額補正するものです。

内容といたしましては、大阪府からのパスポート発給事務の権限委譲に対応するため、乗り継ぎ支線の運転手であった再任用職員1名を配置転換したことにより、予算科目を振りかえるもので、給料91万6,000円、職員手当等27万6,000円、共済費9万5,000円を減額するものです。

以上、当委員会付託分といたしまして、合計742万5,000円を増額補正するものです。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 続きまして、繰越明許費補正としまして、深日火葬場解体撤去事業2,606万6,000円を計上しております。

内容といたしましては、深日火葬場の外壁アスベスト除去工事の施工に伴い、年度内での工事完了が困難なため、アスベスト除去工事を含めた解体工事費を翌年度に繰り越すものです。

続きまして、地方債補正としまして、アスベスト除去工事による深日火葬場解体工事費の増額に伴い、工事費の財源である地方債の限度額を3,120万円に変更するものです。

説明は、以上です。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの現課の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料2ページの歳出の中でお尋ねいたします。

障害者福祉費のところ、障害者システム改修委託料の説明がありましたが、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。新サービス等と説明ありましたがけれども、具体的にはどういったサービスで利用者にとってはどういう変化が起こるのかといったことがイメージできるようにお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、コミュニティバスの運行事業について確認をさせていただきますが、今の説明によりますと、乗り継ぎ支線の運転手は、再任用職員が1名と臨時職員6人という体制で、10月以前は運行を行っていたと。それが、パスポート発給事務が岬町の仕事ということになったために、そちらに再任用の一人を移っていただいた、そして、臨時職員2人を新たに雇用したということかなと思うんですけど、結果として、現時点では、臨時職員の方8名のみで運行しているというような理解でいいのかどうか。運行体制について、お尋ねをしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 平成30年度からの障害福祉サービスの変更点について、説明のほういたします。

システムですが、まず報酬改定、障害サービスございまして、報酬改定率がプラスの0.47%と報酬が上がるということです。あと新しいサービス3種類ございまして、まず、1つ目が、就労定着支援というサービスがまずできます。こちらのほうですが、就労移行支援や就労継続支援などから一般企業に移行した障がいのある方の生活支援を行うもので、事業所や家族の連絡調整、本人への支援を、訪問とか電話とかメールとかで一定期間行うものです。就労定着支援事業所の相談員というのを配置して、その方が行うサービスでございます。

もう一点、自立生活援助というサービスがございます。こちらは、知的障がい者や精神障がい者の方が、障害者支援施設やグループホームからひとり暮らしするようになった場合に生活上の支援を行う。具体的には、定期的な訪問、月2回の訪問であるとか、そういった電話とか来所とか、ひとり暮らしになった方へのそういったことでの支援を行うサービス、あと、もう一点が、共生型サービスといいまして、これまでは障がい者の方は障がい者のサービス、高齢者の方は介護保険のサービスということで決められていたんですけども、65歳を期に、障がい者の方が高齢のサービスを使うというのは余りにも以降が難しいということで、そのままでも利用できるという共生型サービスということが創設のほうをされております。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 バスの運行体制についてですが、当初は、再任用職員2名、臨時職員4名で行っておりました。10月からのパスポート発給事務の移譲を受けまして、再任用職員1名、臨時職員6名、計7名で運行しております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお答えをいただいた障害者システムの変更について、もう少しお尋ねしますが、共生型サービスについて、もう少し詳しくお聞きをしたいんですけど、先ほどの説明だと、65歳以降の障がい者が高齢者サービスを使うのは困難なのでというような説明でしたけれど、ちょっとそのあたりもう少し詳しくご説明をいただくとありがたいなと思います。

それから、バスの運転手の人数については理解をいたしました。この体制の変更によって、10月からこういった変更が行われていたようでありますけれども、

円滑な、そして、また安全な運行等、支障を来していないかということについて、参考までにお聞きしておきたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 例でございますが、障がい者の方で生活介護というサービスがございます。障がい者の居場所ということで、デイサービスのようなものなんですけれども、65歳になったからといって、障がい者の生活介護施設から急に高齢者のデイサービスへ行くのというのは、やはり一気には難しいということもございまして、そのまま同じ施設でサービスを受けられないかという趣旨で、こういったことができたというふうに、国のほうから説明のほうを受けております。

出口委員長 よろしいですか。バスのほう。

辻里課長。

辻里住民生活課長 現在7名でローテーションを行いながら運行しております。支障等は、今のところございません。

出口委員長 ちょっとその辺が。もう少し補足説明をちょっと。

中原委員 わかりました。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑。

田島委員。

田島委員 コミュニティバスの部分について、もう一度確認をいたしたいと思います。

この運用は、パスポート事務のほうに人員が必要だということで、コミュニティバス運行業務員を1名異動させたと。ここで、再任用の職員を異動させたと。ここで一つ教えてほしいのは、再任用と臨時職員の給与単価というのはどれほど違うか、まず単価の違い、差額をちょっと教えていただけますか。時間給やね。

出口委員長 どなたが回答されますか。

波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 再任用の給与については、人事のほうから答弁をさせていただきますけれども、アルバイトの分については、1時間1,230円で運転をしております。

出口委員長 再任用の説明のほう。

保井室長。

保井まちづくり戦略室長 再任用につきましては、月額15万2,880円の12カ月という、月額では15万2,880円となっております。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 すみません。先ほど1, 230円と時間単価を申し上げましたが、1, 320円の誤りでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 再任用は時間給じゃなしに月額ということなので、日割りで計算できたらちょっととして。日割りやったら、日額どのぐらいなるのかなって。

出口委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 月額から勤務日数24日といたしまして、1日6, 370円という形でございます。

(発言する者あり)

出口委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 失礼いたしました。月12日といたしまして、日額1万2, 740円でございます。

田島委員 アルバイトと整合性はどの金額になるのか、ちょっと聞いているんであって、その答弁してほしいんやけど。時間給に換算したら幾ら違う。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 再任用職員の運転については、週3日の24時間、アルバイトについては、現在6名で行っております、シフトの関係でございますけれども、1時間1, 320円で約10万円ぐらい平均すると、大体月額10万円ぐらいになるかなと思います。

出口委員長 田島委員。

田島委員 算数弱いでね。ちょっと再任用は時間給ざっくりと何ぼぐらいになるんやと。それでアルバイトは時間給何ぼやと。勤務意欲の欠落させたらあかんで、私は時間給をお尋ねしているんであって。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 時間に直しますと、再任用職員で1, 711円、臨時職員が1, 320円でございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 私が思っている以上の差額は出てなかったというように思うんやけども、やはり同じ労働しても400円以後の差額が出るというのは、もうこの再任用を配置する必要があるのかなということの問題点ですわな。これもやっぱりバスの運転手というのは、特殊技能ですからね。再任用の職員さんは、従前からこういう

運行に本当に従事されてたのか、恐らくしてないと思うね。行政職でずっと奉職されて、ある日突然、再任用でそのバスに乗ると。そしたら、同じ同僚で1名と6名かな。再任用1名、臨時職員6名で運行していてもうまいこといくのかな、職場でね。そして、他の臨時職員は勤務意欲なくさへんかなと。何でやねん、役場上がり金額高くて、何でおれら少ないんと、人間というのは、こういう三欲伴っているんで、欲も伴っていると思うんですよ。ということで、今回辛うじてポストあいて、パスポートのほうへ配置するんですけども、この再任用の運用について、基本的にどう考えているかということ、今日急遽、委員会ぎりぎりに委員会協議会の資料をいただきました。この中で、事務事業の調査結果出て、しあわせ創造部長、物すごい非常勤が多いんですね。見ただけでもすごい数ですわ。正職員が80何ぼで、もう倍以上のあれですね。そやから、機構改革をせざるを得ない人数になっていますわな。そやから、別に再任用でバスのドライバーを雇用せんでもいいと思うんやけども、時間給400円ほど違ってきたら大きいと思うんですわな。そやから、再任用を配置するのかしないのか、今後どういう方針かちょっと教えてほしいんですけどね。

出口委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。再任用職員につきましては、定年退職等によって一旦退職された方を任用していくわけですけども、それにつきましては、ある程度、本人とのお話もしながら決めていっているところでございます。ただ、守秘義務がかかるとか、臨時職員とは違うところがありまして、一定の管理監督的な業務をしていただきながら進めていただいているということでございまして、コミュニティバスにつきましては、運行管理者とともに連携を図りながら、実際の運行現場と、それから、管理部門のところとの連携を図っていくためのつなぎ役として、再任用職員の役割として配置しているところでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 えらい一人長々すみません。この運行、安全運転の管理者のほうのポジションじゃないんですね。単なるドライバーだけのあれですか。運行管理者として必要性があるから再任用を配置しているのか、いかがですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 町の直営で支線を走らせることについて、当然、運行管理の責任者というものを配置しないといけません。現在、私が運行管理の責任者として登録しております。平日はずっと勤務しておりますけれども、土日、それか

ら年末年始においても、運行管理のために出勤しております。私以外の者で、私が指名をする者ということで、課長、それから、住民生活課の課員、それから、再任用の運転手、以前に運行を管理していたパスポートに配置転換をした者も含めて、運行管理の事務に当たっております。運転以外の週3日のローテーションを組んで、月に1回運行管理の任務に当たっているというのが現実でございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 最後に、安全運転運行管理者というのは資格が必要と思うんですけども、先ほど波戸元さんがおっしゃったのは、私が指名して、来いよと言ってるけども、これ資格なかったも、運行管理者が指名した人間に対しては、運行管理の業務をできるんですかな。その責任の度合いはどうか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 あくまで運行管理者という、緑ナンバーで運行する場合は、運行管理者という資格が必要ですけども、自家用自動車の有償運送の場合は、運行管理の責任者ということになっておりまして、その責任者の資格については、運行管理者、安全運転管理者、それと、安全運転管理副管理者というものがありますので、私とその安全運転副管理者になっております。その管理者が指名をする、補助をするものということで、運輸局に届け出をしております。その届け出をした者が運行管理の点呼なりに当たっているということで、資格的には、そういうものをクリアをしていると。また、登録をしておりますので、運行管理については問題ないということでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 私、昔の法律に聞き及んでいるんですけども、先ほどグリーンナンバー、営業ナンバーと言いましたな。自家用ナンバーでも、5台なら5台以上運行する場合は、安全運転管理者を置きなさいとなっている。その法律は、もう廃案になってるのかな。今でも生きてると思うんですけど、いかがですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 白ナンバーで所有する台数によって、安全運転管理者という者の設置については道路交通法になります。緑ナンバーの場合は、道路運送法の規定になりますので、講習を受けた後の試験で国家資格になります。私どもの持っている、白ナンバーで運行している場合の規定については、道路交通法の安全運転管理者、あるいは、安全運転管理副管理者という資格を持っている者が、安全運転管理の責任者ということで、運輸局に登録をして、白ナンバーで運送がで

きるということでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 これは現在、運行されている運行会社何ら問題ないと思うんですけども、今後、やっぱりこの運行に関してずさんな運行管理してはったと。そして、こういう事故が起きたとなれば、やっぱり運行管理者というのは全責任持たないかんのですよね。そして、まして、町がそういうことしていたら、やはり町長筆頭に責任かかってくるわけで。ということで、この安全運転管理者というのは、単なる免許とか資格だけじゃいかんわけ。常にチェックしとかなないと、再任用やからこんなんやって軽く考えてはだめですね。やっぱり、それらしき出向の点呼、帰ってきたら帰ってきたら点呼、それで車両のいろんな点検等々については十分にあれしとかなないと、世間では、いっぱい考えられん事故が起きてるわけですね。ということで、やっぱり臨時職員でも、再任用職員でも、そのポジションに置かれた方は責任持って自分の職も全うしていただかんと、責任は誰が持つねんとなったら、運行管理者ですよ。ぶっちゃけて。波戸元さんところへかかってくる。そういうことで、一つ賃金のことで400円の差のことでいらんこと言うたんですけども、私の言ってる本筋は、こういう責任のね、誰が責任とるんや、誰が運行管理者やねんと、ここしとかなないと、やっぱり住民の生命を運んでいるんやから、そこ軽く考えんといってくださいね。白ナンバーやからグリーンナンバー関係ないんですわ。やっぱり人さまの命を運ぶんやから、やっぱり砂利や石と違うんですよ。そこを一つ、担当窓口は十分配意して、安全運転、運行にしていきたいなということで、質問させていただきました。

出口委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構です。

出口委員長 では、竹原委員。

竹原委員 参考までに、パスポートの発行事務という話が出てきてましたので、月当たり平均で大体何件ぐらいあるのかなというのが、ちょっと教えていただきたいと思えます。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 10月からパスポートの申請を受け付けておりまして、現在、2月末までの数字ですけれども、165件の申請がございました。月に割りますと、約30件ぐらい。これから3月になって、修学旅行や春休みの旅行とかいうことを控えておられる方もおられますし、また、3月以降増加するのかなという

ふうに思っております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 ただいまの件了解しました。結構な数だったので、自分もうちょっと少ないのかなと思ってたんですけど、それは職員を置かんとあかんと思うようになりました。

ちょっと別件です。深日火葬場の解体工事に関しまして、その跡地というのは、どのようになる計画でしたでしょうか。それだけ教えてください。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 解体をして、建物の裏に斜面がありますので、そこを整備して、一応、墓地を建立できるように整地をするという計画をしております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 すみません。ちょっとさっきのバスの件なんですけどね、臨時職員賃金ということで、今回223万8,000円の増額ですよ。それで、この賃金と委員会資料に書かれておりますけど、これは全くその賃金だけなんですか。

例えば、社会保険料とか、そういうものが発生しない形での雇い方というか。というのが、さっきの話やと、臨時職員として雇う人については、月10万円ぐらいになると言ってお1人当たりですよ。2人雇う分がここに書いてあるわけですよ。それで、10月からだから、今年度の予算で10月からといたら、今年度中といたら6カ月間ありますでしょう。それで、その6カ月間2人を雇う、ひと月当たり1人10万円ということだったら、何かこんな200万円以上もなってくるのか、ちょっと計算がようわからへんのですよ。ちょっと内訳をお示しいただけたらうれしいなと思うんですけど。お願いできますか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 臨時職員につきましては、週の勤務時間によって、社会保険料の加入云々がかかってきますので、週30時間を超えない範囲内の勤務体制をとっております。あくまでも運転手の勤務時間のみの賃金でございます。その他の社会保険料等は含んでおりません。

それから、金額的に大きいんではないかということですが、平成29年4月から支線をみさき公園路線のほうと、谷川のほうと、従来は1人で回っておりましたけれども、道の駅ができたことによって、そこへの乗り入れのために路

線を二つに分けた関係で、1人増員をしております。それもあわせて、平成29年度の決算見込みをもとに、補正をさせていただいたということでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、私ね、すごく単純に考えていて、再任用職員の方1名が抜けたので、そこを埋めるために臨時職員2人を雇って、そのお金のことだけだと思って見ていたわけなんですよね。そうじゃなくて、路線の充実ということになると思うんですけどね。そのことによって、新たに10月から雇ったお二人分以外の部分についても、今回計上されているから、この金額になっていると思えばいいんですね。理解いたしました。ありがとうございます。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）の件につきまして、ご説明いたします。

資料の4ページをごらんください。

まず、歳入につきまして、ご説明いたします。

1 後期高齢者医療保険料、1 後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料といたしまして、923万7,000円、普通徴収保険料といたしまして、422万8,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、平成29年度の後期高齢者広域連合納付金の額が決定したことにより、増額補正をするものです。

次に、4繰入金、1一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金といたしまして、3万5,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、先の保険料と同じく、後期高齢者医療広域連合納付金の決定により計上をいたしております。

続きまして、歳出について、ご説明をいたします。

2後期高齢者医療広域連合納付金、1後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金といたしまして、1,350万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の額が決定したことによるもので、このうち、後期高齢者医療保険料納付金といたしまして、1,346万5,000円、基盤安定納付金といたしまして3万5,000円、それぞれ増額するものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出1,350万円の増額補正でございます。

説明は以上です。

出口委員長 ただいまの松本課長の説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は、本委員会において可決をされました。

議案第6号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下福祉課長 平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4次）

につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料の5ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の調整に伴い、歳出予算における費目更正を行うための補正でございます。

歳入につきましては、歳出科目の更正によるため財源に変更はなく、補正予算額はゼロであり、補正はございません。

6ページをお開きください。

歳出につきましては、2介護給付費、1介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費646万2,000円を減額し、2介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費646万2,000円を増額するものです。

補正理由といたしましては、介護予防サービス給付費が当初見込みを上回るため、余剰が見込まれます地域密着型介護サービス給付費から振りかえるものです。

以上、当委員会付託分として、介護給付費の科目振替で歳入歳出とも増減はございません。

説明は以上です。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの池下課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 今の説明で、当初見込みを上回るとおっしゃいましたか。もう一回ごめんなさい。説明をお願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護予防サービスのほうが、当初見込みを上回ると説明させていただきました。

出口委員長 中原委員。

中原委員 科目の振替ということでしたけれども、これは、地域包括支援センターの委託とは関係がないものと理解したらいいんですね。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 委員ご指摘のとおり、地域包括支援センターとは関係なく、サービス給付費の増減によるものでございます。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第6号は、本委員会において可決をされました。

議案第7号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下福祉課長 平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1次）につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料のは7ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、地域包括支援センターが、平成29年4月から岬町社会福祉協議会に委託したことに伴い、本会計の清算を行うため補正を行うものでございます。

歳入につきましては、1 サービス収入、1 予防給費収入、居宅予防サービス計画費収入として、19万8,000円の減額です。

次に、3 繰越金、1 繰越金、前年度繰越金としまして、464万8,000円の増額です。こちらは、前年度の余剰金の繰り越しによるものです。

続きまして、歳出につきましては、1 事業費、1 居宅サービス事業費、地域包括支援システム委託料として30万円の減額です。こちらは、地域包括支援センターが社会福祉協議会に委託したことに伴い、当初は本町におきましても、システムの並行稼働を想定しておりましたが、その必要がなくなったため、委託料の減額を行うものです。

次に、サービス計画原案作成負担金として25万円の減額です。こちらは、要

支援者のサービス原案の作成を事業者に委託する場合の負担金でございますが、当初予算を下回る見込みであるための減額でございます。

なお、この費用につきましては、平成29年3月利用及び月遅れの請求分でございます。

次に、一般会計繰出金といたしまして、500万円の増額です。こちらは、本事業勘定が本年度で終了するため、余剰金を一般会計に繰り入れするものです。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出とも445万円の増額補正でございます。

説明は以上です。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの池下課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか。反対ですか。

中原委員 反対です。

出口委員長 どうぞ。

中原委員 先ほど説明の中で、今年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託したことによる会計のことによって、会計上の処理が必要になったということが含まれるということが説明されました。かねてから、地域包括支援センターは、岬町の直営で運営を行うべきだということは主張してきたところでありますけれども、今回、この介護サービス事業勘定特別会計のうち、この勘定について清算をすると、もうなくなってしまうということなんですよね。それは、やはり事業の内容も、また財政運営も私ども議会から非常に見えにくくなるということにもつながりますので、会計清算に向けての準備ということでもありますから、これは賛成しかねるという立場であります。

出口委員長 賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、本委員会において可決をされました。

議案第9号「平成30年度岬町一般会計予算について」、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

委員の皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 では、歳入歳出をそれぞれ分けて審議をしたいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の8ページから12ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料8ページの款12分担金及び負担金の項1負担金、目1民生費負担金、節1児童福祉費負担金の中で、一時預かり事業保護者負担金について、お尋ねしたいと思います。

この事業は、これは、子育て支援センターの中で行われている一時預かり事業の保護者負担金ということなのかなと思うんですが、金額としては増額をされて予定しているようで、今年度から利用料の大胆な引き下げが行われまして、思い切って半額に引き下げるといふ、これは保護者の願いにこたえる大変歓迎されている取り組みなんですね。

それで、利用料は1件当たりについては引き下げられているけれども、予算としては増額されているということは、非常に利用量、ボリュームが増えているということなのかなと思うんですけど、ちょっとこの利用実績について、お聞きしておきたいなと思います。昨年度と今年度の利用者数の比較ができれば、わかりやすいかなと思います。

それから、委員会資料9ページの款14国庫支出金、項2国庫支出金、目5総務費国庫補助金、節2戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号交付事業にかかわってお尋ねをしたいと思います。

通知カードの未交付がまだ残っているかどうか、参考までにお聞きしておきた

いと思います。

個人番号の申請に基づいて発行という事務をずっと進めておられると思うんですけども、その前に通知カードをまず送るという事務をされていますよね。全国的に問題になりましたけれど、個人番号カードをつくってくださいというお知らせを送るときに、その通知カードというのを最初に送ったわけですよね。それ自体が本人の手元に届かないという事態が発生していたわけですけども、その交付は全て行き届いているのかどうか、その点について、お尋ねしたいのと、それから個人番号の発行数、わかる段階までで結構ですので、発行数がいかほどか、お聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

出口委員長 どなたから回答されますか。

辻里課長。

辻里住民生活課長 個人番号カードの交付数ですが、12月1日現在で、2,046件でございます。そのうち、受け取りに来られていない人、157件となります。

(発言する者あり)

辻里住民生活課長 失礼しました。通知カード、宛先不明など等で、役場に戻ってきているのは105通です。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 先ほどお尋ねがありました一時保育の利用者数について、お答えいたします。

まず、平成28年度でございますけれども、半日利用が45件、そして、1日利用が25件の実績があります。

続きまして、平成29年度、こちらは3月分につきましては見込みということでご了解いただきたいのですが、今回、半日の利用といたしまして、107件の利用見込み、そして、1日分は141件の利用見込みと見込んでおります。

出口委員長 中原委員。

中原委員 子育て支援センターにおける一時預かり事業の利用者数について、お聞きをしました。大幅な利用者の増加になっておりますので、実際に保育に携わる先生方については、大変なこともおありかと思いますが、これは非常に大きな子育て支援につながっているのではないかなと思って評価をしたいと思います。

それから、個人番号についてなんですが、通知カードのあて先不明として返送されてきているものが105通ということでありました。ちょうど1年前にお聞きしたときに、117通だとお答えをいただいていたと思うんですね。そこから

考えると、余り減っていない。この105通という現在も残っている数については、どのようにお考えになっているか。これは、私はね、個人番号は別につくる必要はないし、そもそも個人番号制度そのものに反対しているので、別にこんな行き渡らなくてもいいわ、受け取らなくていいわって思ってるんですよ。せやけど、もしかして、例えば居所不明だとか、何かそれぞれの困難を抱えているケースに行き渡るといふことも考えられますので、この105通については、その方を状況がつかめるのであれば、つかむ必要があるのじゃないかなといふことは考えるわけなんですけれど、この105通について、何か事情等を把握する努力とか、そういったことはなされているんでしょうか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 105通を現在保管しておりますけれども、通知カードが、本来、普通郵便ではなくて、書留の郵便で送られておりまして、本人の届けている住所地に送っているんですが、例えば、その方が施設に入所されていたりで受け取られていないと。その後も受け取られていないので、取りに来てくださいといふご案内をしましてけれども、依然としてまだ105通残っている。117件から若干取りには来ていただいているんですけれども。

それからその間ご案内をしておりましたけれども、確定申告の時期であったり、何らかな時期のときにマイナンバーの通知カードを受け取っていないと。あるいはどこにいったかわからないという方もおられるんですけれども、そういうことも含めて何かのときに取りに来られる方もおられます。再度通知カードの受け取りに来られていない方に、取りに来てくださいといふご案内をする予定で、準備をしているところでございます。

中原委員 私は先ほど申し上げたとおり、通知カードをそんなに積極的に本人に受け取っていただかなくてもいいとは思ってるんですけど、ただ必要なものが本人の手元に届かないということで、いろいろなほかの公的サービスを受けるということができなくなったり、そういうことにもつながっていきかねないので、何らかの機会にまた今後も通知これからしていくんだという予定のようでありますけれども、手だてが何かの困難を抱えているような状況がおありな方が含まれてるかもしれないので、そういうことも少し留意していただきながら、この事業は進めていただきたいなとお願いしておきたいと思います。

出口委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

ほかに質問あるんですけど、ほかの方おられたら。

出口委員長 また後から指名します。ほかの委員さん。

道工委員。

道工委員 今の中原委員の関連なんですけど、1軒の家で二人とか三人とかあると思うんですが、家族数にしたら件数で何件ぐらいになっているのかな。わかりませんか。わかったら結構ですけど。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 今申し上げた105通というのは、一世帯に配付される通数ですので105世帯ということでご理解いただきたいと思います。

出口委員長 田島委員。

田島委員 ちょっと歳入の部分で、款12で民生費負担金の部分で、ページ数8ページですな。上から3段目の学童保育、おやつ代等にこれ224万4,000円になってますよね。これなんで質問するかといいますと、以前私監査委員をしているときによく領収書をチェックするわけですね。そうしたら、地元業者の商店の領収書が少ないんですね。近隣のある業者の領収書がずらっとあるんですね。それも気にとめて、やはり地元業者育成といっときながら、どうかなと思って。当然うちの小さい町村ではそういう業者が少ないのは当然わかってます。これおやつ代というのは子どもが希望して現場の先生方が注文して買うのか、それとも子どもがどんなの欲しがってるのか、なければ仕方ないんです。他の市町村で購入していただいたらいいんです。これいつも監査はチェックしているときに、ある方からよく言われるんです。何で変えへんねんと。指摘しているのにと。そういうことを今ちょっと思い浮かべてどうですかね。おやつ代というのは子どもの希望したものを買って与えるのか。それとも現場の責任者が判断して買って与えるのか、その点ちょっと説明できる方、説明していただきたいんです。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 子どものおやつにつきましては、現場のほうで量等を確認した上で購入しております。ですので、子どもの時期によりまして、いろいろな希望が出てくるのをまとめた上で現場のほうで責任者が決定して購入しております。

出口委員長 田島委員。

田島委員 当時の役職として指摘しておいた部分については、毎回毎回同じ領収書が出てくるんですね。ひとつも現場の方、聞いてないのかなと。そういう関係もあるので、この場をおかりしてやっぱり指摘されたら指摘されたで、岬町にない業者、

商品がなかったらその岬町の業者通じてその商品を購入してあげるとか。私、業者の味方違うで。そういうことで、そういう方法もあるのではないかなと思いますんでね。やっぱりこの保護者の負担金、この分はやっぱり希望どおり購入してあげてほしいなあということで、寺田さん悪いけどまた報告を現場に委員会でそういう指摘がありましたということで、商品がなければ、ある町外の業者に地元から発注して購入するように一つ努力してやと。そういう口添えもしてあげてほしいなあ。やっぱり地元業者さっぱりですよな。売れなかったら。金額は別としてね。そういうことを言うのも窓口の一つであるので、私らの言うこと聞かんねん、現場は。あれほど領収書、私全部見てこれぐらいの領収書あるんですよ。これチェックして指摘するんやけども、毎回月例監査で上がってくるということで、委員会でこういう指摘があったので、保護者、子どもさんの希望その商品あったら地元になかったら他の町外の業者に発注してくれと。そういう申し入れだけ一つ要望しときます。絶対せえとは言いません。しかし、それは本来の子どものおやつと思いますので、その点よろしく大切な子どもの育成に一つ寄与していただきたいと。

そして、款13、使用料、手数料の部分で、先ほどもコミュニティバスの部分で申し上げたんですけども、これコミュニティバスの運賃、これ1,000万円ほどの収益ですね。運賃。この運賃上げるのに、どれだけ事業費使うのかなとこれいたし方ない話です。やっぱり住民サービスのためにやはり100円バスを走らすのが当然行政の責務と思います。しかしながら、やはりある程度バランスのとれた税金の運用せんと今後これから1,000万円収益運賃代上がってますねんと。しかし、臨時職員も再任用も使って、そしていろいろ運行委託業務をして、結構お金いってると思うんですわ。まだまだ路線の拡張、そして運行系統の部分もそしてダイヤ改正もいろいろ住民さんから要望上がってくると思います。当然上がって当たり前の話です。これから高齢化が進んで、やはり免許証返納して移動する手段がないので、当然このコミュニティバスというのが必要不可欠なものですので、その分についてはやはり私も認めます。しかし、収益とそういう事業費とのバランスを考えないといつまでたっても収益、この金額でやったらいつかは財政も破綻してきますので、やはり受益者負担という制度をこれから入れていただかんと、うまいこと運行できないのではないだろうかと思いますので、今回もバスのダイヤが小島住吉のほうまで時間延長して運行されてると。これはいいことですよ。やっぱり集落から駅までの部分をどんどん運行してあげて、そして

利用者数でなくて利用者がどれだけ不便を感じてるか、これによってコミュニティバスですので、これからどんどん要望上がってくると思うんですわ。ですから、運賃の見直し、これは住民からのいろんな協議をして運賃の値上げをせなあきませんので、勝手に行政が運賃値上げすると言ったらけしからんことで、やっぱりパブリックコメントしてやはりもう町としたらこういう財政が苦しいんで、やっぱりこの中間地点で運賃少し上げさせてくれますかという住民の納得を得た上で100円から何ぼにという方法やってみないと、もう100円でいくんやとそんなことしといたら財政がもたんようになりますので、一つその点運賃の見直し方を歳入の部分で要望として申し入れときます。

出口委員長 田代町長。

田代町長 町長の立場で、この件については運賃の値上げをするか、しないかは政策的な問題がありますので私のほうからはちょっと発言をさせていただきたいんですけども、コミュニティのバスの関係の協議会等でも、今田島委員のおっしゃるような意見も出ております。しかし、行政として住民の生活をしていく中での交通のアクセス、そういったものについてはやっぱり行政のこういう十分ではございませんけども、それに近い住民の足を守っていくという一つの規定からいきますと、値上げすることによってその生活困窮者、または高齢者、そういった方々が日時の生活の中でご負担にかかっていかないかどうかということも視野に入れながら検討しているわけですけども、おっしゃるように行政としては1円でも多くいただくというのが、これはもうおっしゃるとおりだと思いますけども、今の岬町の現状を見ますとやはり定期バスがない、そういう交通機関がないということになるとどうしてもコミュニティバスを出してそれを利用していただくということがあって、最近ちょっとデータの的には手元にないので何とも言えませんが、前からの乗客数は増えているということは、それだけの利便効果があるのじゃないかなとこのように思っております。そのためにバスがかなりの負担を強いているということから、大阪府のほうからもある一定の振興補助金の中から補填をしていってらっしゃるのが状況であります。確かにおっしゃることはよく理解できますけども、やはり当分の間、今の状況であれば高齢化も高くなってきておりますし、買い物をしに行くにも難民の方も増えてきておりますので、そういったことを考えるとやはり100円っていうのは安いか高いかは別として、住民の方がそうやって利用していただいているということは、適当な金額に今なっているのじゃないかなとこのように察するわけですけども、今後やっぱり財政状況がかな

り厳しくなってくると、そういう状況にきたときにはまたご負担もお願いせなならんと思っておりますけども、現状では何とか今の体制、今の料金で一つご理解を賜りたいとこのように思います。

出口委員長 田島委員。

田島委員 町長から財政的な分、政策的な部分ご答弁いただいたんですけど、それはごもつともやと思っております。

ただ、私が心配しているのはやはりこれから高齢化が進んで、買い物難民とか病院難民とか通院難民とか、いろいろ出てくるわけですね。そして岬町は縦長に長いんですね。ということで居住者の居住の利便性を考えたら、どうしてもこのコミュニティバスを利用してやっぱり公共交通の整備をしなければいけないということを考えてるわけです。ましてこれから新興住宅地というのは、例を挙げれば今の望海坂地区に文化的な生活できる立派な住宅地ができてます。しかし、住宅地できて公共交通の手段が今のところないわけですね。コミュニティバス以外ね。ということで、もともとあの住宅ができる前に駅が早かった。本来駅ができて近隣に住宅ができる。これ電鉄会社の不動産のノウハウですね。しかしながら、不幸にして駅が遠いということで、今の小学生・中学生もかなりの道のりを雨降りも何も本当に歩いて通学、また通勤されているんです。せやから、やはりこの便利悪いから仕方ないんじゃないしに、便利悪いけどもこれからの子どもが安心、安全な通学ができる公共交通の確保と言ったらもうコミュニティしかないんですね。電鉄会社そんなもん駅前バス発着するようなこと考えません。ということで、やはり不動産の開発にしても駅ができて住宅もできるの本来であって、阪南市の箱の浦でもそうですね。駅できるといううたい文句で住宅開発したけども、駅はつくりませんって今大変なことになってますわね。ということで、岬町もその二の舞にならないように一つ町長、コミュニティバスの運行については、まず住民の足の確保を基本にして、一つよろしくお願ひしたいなど。これだけは申し上げておきます。運賃のことをとやかく言いましたけども、できれば運賃もある程度上げてもらって、受益者負担制度ですよということも入れて、これから地域公共交通の充実した整備をお願ひしたいとこの場をおかりして要望としておきます。

出口委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の11ページ。これは款15、府支出金、項3委託金、目2民生費

委託金、節1 社会福祉費委託金のところで、障がいをお持ちの方の手帳の交付に係る事務の交付金が設けられておりますので、運用上確認をしておきたいと思えます。以前も確認させていただきましたが、この事務事業については何らかの障害に係る手帳を取得したいといった場合に、申請を岬町で行うと。ただ、審査は大阪府ということになるかと思うんですけど、その申請のときに個人番号を書かなくても受け取ってくださいねということで、確認をし、そのように運用されているということが確認できていたと思えますけれど、今もそういった運用が守られているのか、この1点をお聞きしたいのと。

それから、今お聞きしたところの少し下に移譲事務交付金という項目がございます。これは広域福祉課という組織を以前つくって、共同処理をしているという事業に当たるわけですけれども、来年度においてはこの事務の件数をどの程度とお見込みであるのか。

また、今年度における実績についても、お聞きしておきたいと思えます。お願いします。

池下福祉課長 まず、身体障害者手帳等の手帳類の個人番号の取り扱いでございますが、マイナンバーカード、個人通知カードと言うんでしょうか。それをお持ちにならない方、持って来られない方も非常に多ございますので、こちらで記入させていただくということを条件に書かないでご提出いただくという運用のほうは変わっておりません。

あと広域福祉課の事務量でございますが、事務自身が大阪府から移譲を受けた事業が12事業、あと市町村固有の事業で指定指導に関する事業が7事業、合計19事業ございます。個別の数字についてはちょっとここでは集計できていないんですが、19事業の事業を行っております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今、手帳の交付にかかる事務のことでお答えいただきましたけれど、本人は個人番号がわからなくて書かないで提出はできる。それは結構なんです。

その先のことをちょっと今聞く範囲でいくと、こちらで書いて大阪府に送るといふ、こちらというのは岬町の窓口ということなんですね。それは今の説明でありますと、こちらで書かせてもらっときますねということを申請者に伝えた上で書くということのようではございますけれども、もしそれを本人がいやもう個人番号は書かんといてくれということをおっしゃった場合にもきちんと、要するに空欄のまま大阪府に送るといふことはなさいますかということをお聞きしたいのが1点。

それから、今、医療事務のことをお聞きしました。大体予算規模でいきますと今年度と来年度予算はそんなに大きく変わってはいないんですが、少し増えている傾向があるように見えてくれるんですけど、私が一番心配するのは、これは特にもともと大阪府が行っていた事業を権限委譲ということで、市町村に権限を移しているわけなんですけどね、大阪府がもともと行っていた事業っていうのは、専門性の高いものが結構含まれているわけですよ。それを市町村に渡して、前から言っているとおり仕事は渡してお金ももらうけど、お金は非常に少なく、岬町もいっぱい持ち出ししないといけない状況がずっと続いているわけですよ。私はそのことに対してよく大阪府はけしからんって言うわけですけどね。ただ事務事業は適正に行われる必要があるんで、難しい仕事が増えていってないかなとか、その処理に対して地方では困ったことが出てないかなとか、そういうことが気になるわけなんですよ。

それで、金額で少し増えているようでありましてけれども、事務量が大幅に増えているとか、そういうことではないんですか。そのあたりについてお聞きしたいなと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 個人番号についてまずお答えさせていただきます。本人が空欄であけてくれというの確かにおっしゃる場合があるかもしれないんですけども、身体障害者手帳と精神の手帳につきましては広域福祉課、療育手帳については大阪府でやってるんですが、個人番号入れない場合、ちょっと処理ができないということで、こちらで必ず入れさせていただくということで、今まで全ての方に文書でご了解いただいているということで、空欄でも受け付けさせていただいてこちらで追記をさせていただくという手続をさせていただいております。

あと2点目、広域福祉課の事務ですが、来年度から1名増員で15名体制で行う予定になっておる関係で、若干負担金が増えております。と申しますのも、介護事業者の指定年数が6年なんですけど、6年間に1回実地指導を行わなければいけない。事業者数が増えてきているということで、人手も足りないということで指導を必ずしていくために指導をいけるということを経由として増員をしてる関係で負担増となっております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと個人番号の扱いなんですけれども、私もこれちょっとよく確認しますが、以前この件にかかわって大阪府にも問い合わせをしたんですよ。それで大阪

府は岬町にもういろんな権限は移譲してあるので、岬町さんのもう権限によるところですよってという答えだったんですね。

ところが今の説明だと、実際には発生していないようですけれども、本人がいや番号は明らかにしたくないんだと、代筆でも書かんといてほしいという意向があったとしても、権利を行使しようとするればそれは適わないということになってしまうということなんですか。ちょっともう少しお聞きしたいなと思います。

それからもう一つの広域福祉課の移譲事務についてですけれども、一定の事情があって事業量が増えていて、そのことに伴って金額も増えているということでありましたけれども、そうなりますとやはり町の負担も増えるということに結果としてはなってしまうのでしょうか。

というのは、先ほど来申し上げておりますが、仕事は市町村に権限委譲しますよということだけれど、仕事に必要な金額全てが大阪府からはもらえていないのがずっと続いているわけなんですよ。ですので、町の負担がこんなことになっていくとどんどん増えるのじゃないのかなというのがちょっと気がかりなんです。そのあたり、もしわかれば結構です。わからなかったらまた私も調べもしますので、もしわかっていることがあれば教えていただきたいなと。

今、事務事業が増えたり、人手を増やしたりしないといけないという事情を聞きまして、財政的な町の負担はどうなっているのかなというのがちょっと気になったところですので、わかることがあれば教えていただきたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 委員おっしゃるような事例が実際にはないので、ちょっと判断しかねるところもあるんですが、どうしてもマイナンバーを書きたくない、あと追記をしてほしくない、マイナンバーなしで処理してほしいという場合が出た場合は、大阪府と協議のほうをさせていただいて、どのようにするのかというのを考えさせていただきますが、今のところ丁寧な説明をさせていただいて、手続のほうさせていただいて、そういった事情は生じておりません。

2点目なんですが、広域福祉課につきましては当初は大阪府の事務事業だけを受ける受け皿としていたんですが、どんどん国の制度が変わりまして市町村事業についても指定指導については移譲されております。

現在のところ市町村事務7事業、共同でやっております、この移譲事業、12事業あるんですけども、町の事業の部分がかなり大きくなっております。身近

な市町村、泉佐野市に広域福祉があるんですが、メリットとしては事業所にしては大阪府庁まで行かなくても、泉佐野市役所で手続できるというところ、あと指定指導に関しましては身近なところで指導のほうさせていただきますので、不正事案が見つかりやすい、保険者と近いので、レセプトで不正な請求があった場合は広域福祉課と連携して、事業所に立ち入りとか、電話でとか、そういったことがしやすいということで、町の負担は確かに出てますけれども、メリットのほうで給付費の抑制としてはメリットがあるかなと原課のほうでは考えております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 広域福祉課のことについて今お聞きをしました。今の説明でいきますと、不正事案が発見しやすいということで、広域福祉課での運用ということになってから、不正事案の発覚が、発見が増えているんでしょうか。件数等あればお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 すみません、ちょっと件数は今手元に資料がないんですが、昨年度は1件、本町ではないですけれども、他市でありました。現在、1件調査中のものがござります。

出口委員長 よろしいですか。

では、松尾副委員長。

松尾副委員長 なければ私から1点、お願いしたことがあります。

先ほど来からパスポートの申請にかかわることが上げられておりますけれども、次年度ですね、平成30年度で、この件は府からの経由事務だと思うんですけれども、その歳入としてどこに上がってるのか、それがあるのかどうかというのをお聞きしたいんですけれども、今見ているところでちょっと見当たらないので、どれに当たるかとか、そもそもないのかというのが教えていただければなと思います。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 資料でいきますと11ページの総務費委託金、委託金の総務費委託金、節が総務管理費委託金の事務移譲交付金、旅券発給事務にかかる窓口対応事務。これに該当します。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料12ページの一番上に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金と設けられておりまして、金額も1,000万円と大きいものになっております。

これは新規施策ということだと思いますけれども、この計画をまずは立てるといのが来年度予算の中身かなと思うんですね。それでこの補助金を受けて、どんな計画を立てるといことになっていくのか、温室効果ガス排出の削減という目標を達成するための事業計画ということだと思いますけれども、その中身はどんなことが考えられるのかということが一つと、それからその計画を立てることで経費についての財政支援を一定受けることができるようになるという制度のようでありますから、岬町としてはその経費の財政支援によって高価格を出したいという思いがあるのじゃないかなと思うんですけど、その財政支援の中身についても少しお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つ、今お聞きしたものの3つ下に防犯カメラデータ情報提供料というのがございまして、これは駐輪場等に設置している防犯カメラのデータを泉南警察に提供するものだと思いますけれども、この扱いについて以前もお聞きしましたが確認しておきたいと思います。

警察からの提供のきちんとした、例えば書面による依頼を受けて、その後に町長の判断によってそれを提供すると、そういった手続になっているのかどうかということが一つと、それから提供数が増えていっているのかなということが金額上類推されるわけなんですけれども、この件数については来年度の想定している件数、それから今年度提供した件数についてもお聞きできればと思います。お願いします。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 1点目の二酸化炭素排出抑制対策事業の件ですが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、事務事業編の策定、改定などの行う事業に要する経費の補助としてついでるものです。

この事業といいますのは、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって地球温暖化計画に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の現実に資することを目的としています。

全体の事業としまして、2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%の削減が目標とされております。

次の防犯カメラデータの情報提供の件ですが、泉南警察から書面により提出した後、町長の決裁により情報提供をしております。

今回の予算案ですけれども、3件を見込んでおります。平成29年度においてはまだ情報提供はしておりません。

出口委員長 中原委員。

中原委員 1件目にお答えをいただいた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のところで、もう一点お聞きしていたんですけど、省エネ設備に要する経費について、財政支援を受けるということも、これは施設体系別主要事業一覧の資料の中でそのように書かれておりましたので、どういった財政支援が受けられるのか、それについてもお答えをいただきたいとお聞きしていたんですけど、わかればお答えいただきたいと思います。

それからもう一点だけ、防犯カメラのデータの情報の提供の手続については、書面に基づいて、また町長の決裁を厳格に経ているということでありましたから、それを引き続き守っていきたくて申し上げておきたいと思います。質問は1件です。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 二酸化炭素のこの事務事業編として、実行計画をつくるもので、まず地方公共団体公共施設に設置されている、例えば空調機であったり、あるいはボイラーであったりというようなものを変えていく、二酸化炭素の排出量を例えば電気代に換算をしたりして二酸化炭素の排出量をどれだけ削減するかという目標をつくった上で、この計画をまず採択をしていただいた後に具体的にこの施設のどこをどのように改定していくと。それに対しての費用について、財政的な支援が受けられるというようなことですので、まず施設の具体的なものを更新していく、あるいは交換していくということの計画をつくるというのが本年度これで行うということでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 それはわかりましたけど、その先にいかほどの財政効果があるのかなっていう、制度設計上そんなことがもしわかればお聞きしておこうと思った程度のことなので、別にいいんですけど、もし知っていることがあればお聞きしたいなと思います。

それで、これは100%の補助事業ということではなかったんでしょうか。お願いします。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 実行計画をつくるための経費については100%の補助金で

ございます。

出口委員長 よろしいですか。ほかの

ほかの委員さん、質疑はございませんか。

松尾副委員長。

松尾副委員長 先ほどの関連でね、これは国からのお達しということで、自治体ができるのかなと思うんですけども、間違えていたらすみません。これで例えばしなければペナルティーがあるとか、何かのペナルティーを受けることになるっていうのがわかっているのかなと、わかっていたら教えてほしいなと思います。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 この計画をつくらないと何かペナルティーというようなことはないので、施設の省エネ、あるいは二酸化炭素の排出抑制のための設備の更新をする場合の補助はこの計画がなければ受けられないということです。またこれと合わせて地球温暖化対策の実行計画と関連して、その実行計画というのはつくるよう努力しなさいという環境省のものがありますけれども、この計画自体のペナルティーというのは何もございません。

出口委員長 ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を合わせてごらんください。

まず、総務費についてでございます。

予算書60ページから61ページの日6交通安全対策事業費。68ページから71ページの3項、戸籍住民基本台帳費をごらんください。

委員の皆さん、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書61ページの交通安全対策費についてお尋ねをいたします。

節14の駐輪場用地借り上げ料にかかわってお尋ねをしたいと思います。この駐輪場の件では、従前から議会の中でもいろんな角度で議論になる事柄ではありますが、私がこれまで申し上げてきたのは、とりわけ岬公園駅の駐輪場の問題なんです。端的に言えばスペースが不足している、足りない、狭いという問題で、担当課としても頭を抱える問題だとは思いますが、この件にかか

わって南海電気鉄道さんと一定の話し合いをするというような見通しを以前聞いたことがありましたもので、そのあとの進捗について、何かあったらお聞きをしたいと思います。お願いします。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 ご指摘のように岬公園の畑山線におりるところの角に駐輪場がございますけれども、歩道にあふれている状況がございます。担当としましてもまず駐輪場の中の長い間放置されている自転車を撤去して、自転車がおけるようなスペースをつくるというような対策であったり、歩道におかないようにという注意書きのビラを張ったりしていますけれども、実態的にスペースが足りないというようなこともございまして、南海のほうにお話をさせていただくということで前回ご答弁させていただいたかと思います。現在直接的には担当の課には、お話はまだできてない状況ですけれども、駐輪場の料金担当の方には、こういう状況があるので、その土地のご担当の方に一度お話をさせていただきますというお話はしております。まだ具体的な進展というのは大きくはないという状況でございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 全く努力していないわけではないので、余りひどいことは言わないようにしたいと思っているんですけど、引き続きなかなか直接の担当の方とまだ会えてないということで、土地の担当の方とのお話もこれからというところだと思うんですが、話を始めたということについては評価したいと思いますし、それが具体的に目に見えるような形で実ってくることを願うしかないというところなんですが、引き続き努力を強めていただくように求めたいと思います。以上で結構です。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の76ページから99ページをごらんください。ただし、84ページから87ページの目9、文化センター費は他の委員会の所管であるので除きます。

質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 2点、ちょっと確認させてください。予算書77ページ、節13委託料で、下から3行目に地域福祉計画策定業務委託料380万円、これをもう少しどうい

福祉計画の内容であるものなのか、説明お願いしたいと思います。

そして99ページの一番最後のところで、節19の施設型給付金、第二子無償化分、これ今回二子以降無料にするという新規の政策だと思いますが、これ、何人分くらいを見込まれているのか、参考に教えていただきたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 地域福祉計画についてご説明いたします。

現在は第2期の福祉計画がございまして、それが5年の計画でございまして、それが平成30年度に終わりますので、平成31年度から第3次の地域福祉計画ということで策定委託料のほうを上げております。

こちらの計画ですが、障がい者の福祉計画とか介護保険の事業計画とか、健康の計画とか、それらのいろんな計画あるんですが、その上位計画のものでございまして、岬町の今後の福祉の方向性を定める計画でございまして。

こちら、平成31年度から5年間の計画を策定するに当たり、来年度策定委託料のほうをお願いしております。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員ご質問の施設型給付費、第二子無償化分について人数をお尋ねでしたのでお答えいたします。第二子以降無償分につきましては、教円幼稚園、海星幼稚園の2園を対象といたしまして、28名を見込んでおります。

出口委員長 奥野委員。

奥野委員 今、池下課長からは平成31年から5年間と言われたんですかね。また内容よろしくお願ひしときたいと思います。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 民生費85ページ、健康ふれあいセンター改修工事というところです。内容についてまずわかる範囲で、どのようなことされるのか教えてください。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 今年度の健康ふれあいセンターの改修工事でございますが、プールの天井部分の鉄骨の部分、サビが非常に目立ってきております。こちらのサビについてサビ取りをして、コーティングして塗りかえるという工事を3カ年かけてしようと思っております、その1年目の工事としまして、その280万円の予算額を計上しております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 ふれあいセンターもそれなりに年数がたってきておりますが、プールのところだけではないような気もするんですけども、この改修工事の計画等々というんですかね、そういうのを策定する予定というのはありますでしょうか。その他のところで。どうでしょう。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 健康ふれあいセンター、全体的に老朽化が進んでおりまして、年間400万円の修繕費を組んで気づいた点、細かい工事等はさせていただいております、10万円を切るような工事については指定管理者にやっていただいているんですが、長寿命化というんですかね、そういったことについては今後考えていかないといけないと思いますし、課題として考えております。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 来年度からの手話通訳者の配置についてお尋ねをしたいと思います。

この手話通訳については岬町においても手話言語条例ということで、条例を制定もし、手話を言語として、これまで以上に普及啓発を図っていくということを定めたわけですね。

それで、来年度予算においては、任期付短時間職員を配置する、手話通訳者としてそういった立場の方を配置するということが計画されているようなんです。

それで、その予算書の中のどの項目に当たるのかというのがちょっとよくわかりませんで、予算書の何ページのこの項目がそれに該当しますということを教えてもらいたいという、とても単純な質問が1つと、それからその方にはどのような頻度で、どういった場面でその手話通訳の能力を発揮していただくのか。勤務状況というか、勤務の予定はどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 手話通訳者、手話通訳士につきましては、77ページの給料のところに入っていると担当課では考えております。

あと業務でございますが、週3回来ていただく、任期付短時間職員ということで、週3日来ていただく予定でございます。

主な業務としましては、当然役場のコミュニケーション、聾の方が来られた場合の各種手続の通訳が主な業務でございますが、手話の普及啓発につきましても当然行っていただきたい。

あと、各種イベント等についても町のイベントについては、できるだけ手話が言語でございますので、手話通訳の方をつけていきたいということでございます。なかなか手話通訳士、手話通訳者の確保が非常に困難極めております。どうぞ協力お願いいたします。

出口委員長 ほかの委員さん。

田島委員。

田島委員 私から3点ちょっと説明求めたいと思います。まず1点目のこれは民生費、節の19で社会福祉協議会の補助金、これは人件費の補助と思うんですけど、79ページ。これは1年ほど前に事業として窓口から社協に移譲した部分の事業と思うんですけど、この部分について社協のホームページを見ましたら、その職員募集をかけているということで、今回そういう移譲した場合にこの職員を込みでされたと思うんです。職員が何で辞められたのかなど。単なる事務系じゃないと思うんです。これはいろんな医療関係の国家資格を持った方もスタッフとして入られてこの事業をやったと思うんですけど、募集かけるということはその方が辞められたんだなど。辞められたら何名辞められて、どのような理由で辞められたのか、今回補充するに当たってそれだけの資格を有した方を募集されたのか、その事業はスムーズにいつているのかという点について説明を担当課から求めたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 こちらの社会福祉協議会補助金につきましては、地域包括支援センターの委託料とは別でございますので、今回町から移った分についての補助ではなくて、従来からの業務の人件費分3名分の補助でございます。

あと、1名辞めたということなんですが、多分去年看護師が辞めた分かと思うんですが、今は保健師が1名新しく採用して来ております。

出口委員長 田島委員。

田島委員 そのとおりです。1名辞めたということは事実なんですね。看護師から保健師に変わっているということで、その事業はスムーズにいつてはるのかな。支障がないのかな。町が職員のスタッフ込みで移動した場合の事業として今日採用されて支障がないのか、まずそれを教えてください。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 地域包括支援センター専門職種、3職種、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師、そのあとケアマネジャーいるんですけども、町と同じ体制で移行

しておりまして、中におきましても町との連絡会は月に1回やっております。問題が生じた場合は町と協議をしていく、あるいは包括支援センター、泉州圏域の連絡会等で話し合いを行うなど、現在のところスムーズにいらっていると担当課では考えております。

出口委員長 田島委員。

田島委員 スムーズにあってほしいわけですね。こういう大切な事業については、やはりスタッフが十分な機能をしないと、ぎくしゃくしてたらやはり一番困るのは住民ですのでね、その分についてスムーズにあってたらいいんです。

ただ、これは私は越権行為になるかもしれんけど、辞められた理由はどういう理由で辞めていただいたのか、それを教えてほしいんです。窓口としたら当然そういう退職についたらそれだけ理由をつけて窓口で報告があったはずですよ。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 その退職された理由につきましては、一身上の都合という理由でお辞めになられたと聞いておりまして、当方ではそれ以上の深い理由については知る必要がない、言い方が悪いですけど、そういうことかなということで一身上の都合ということでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 それは部長おっしゃるとおり、一身上の都合でやっぱり退職されたら、これは理解せないかん。しかし本人にとったら一身上といたらどういう理由かなということも訴えたかったのかもわからんし、しかし職場としたらそれを一身上の理由だけで、そうか辞めるのか、よっしゃって受理するのじゃなくて、どういう理由で辞めるんですかということも当然人間としてやっぱりお聞きするのもひとつ窓口、やっぱり上司としての責務と思うんですね。何で一身上の理由なんやと、体悪いか、それとも家庭が忙しいのか、それともやっぱりうまいことってなかったのかということも把握して次の採用に向かわなくては、幾ら改善してもその職場っていうのはようなりませんわね。やはりそういう反省点を踏まえて、次募集をかけるということも、私はそういう中身を見たかったんやけども、立場上それは聞くことはできません、部長おっしゃるとおり一身上の都合ですから、これ以上の追求はできないと思うんですけども、事実は事実であるんですから。今後そういうことのないように、ひとつ一身上の都合で願い出が出たら、どういうことやということも記録にもちょっと残していただいて、採用するときはそれらしき対応をして採用をしていただかないと、いつまでたっても改善がされても、

人間関係の改善もされない、職場の改善もされないということで、辞められた方は不幸にして辞めたんですから、そういうことをひとつお願いしたいと、この場をおかりして、この部分については要望として申し上げときます。

あと2点ですけども。途中でやめますか、委員長。

出口委員長 皆さん、お諮りします。

もうこの民生費の質疑終わってから休憩に入りたいと思うんですけど、どうさせてもらいますか。もしくはここで一旦。

そしたら田島委員、申しわけないですけど、ここで休憩に入りたいと思いますので、委員の皆さんどうですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 では休憩に入りたいと思います。

開催は13時からということで、ひとつよろしくをお願いします。

(午後0:01 休憩)

(午後1:00 再開)

出口委員長 では引き続き会議を再開いたします。

田島委員、途中で質問をとめまして申しわけございません。どうぞひとつよろしくをお願いします。

田島委員 それでは休憩に引き続いて質問をいたします。

私はあと2問だけ残っていますので、2点目は老人福祉費ですね、当初予算書81ページの節19、これはシルバー人材センター活動補助金、これは補助金の部分と思うんですけど、854万1,000円、こういうシルバーに対する助成とかそういうのは一番いいことですので、どんどん高齢者が働ける場をつくって環境づくりをしてほしいと思います。

ただ、この補助金出すのはいいんですけども、この人材センターの運用について、センターに全部任せ切りか、それとも行政として補助金を執行するものとして、こういうことについてはこういうことに注意してくださいよと、事故防止。いろんなやっぱり高齢者にむち打って一生懸命働けるものと違うので、やっぱりある程度かげんをして働いていただかんと、やはり事故というのはつきものですので、事故が起きた場合どなたが補償するんだとなりますので、何もかも人材センターにお任せするのじゃなしに、やっぱり補助金を出す場としたら、こういう無理をささん仕事をしてくださいよ、そしてお年もお年やから、こういう機会をつくって、危険な作業は一日何時間にしてくださいよと、そういう指導も必要で

すので、やりっ放し、放ったらかしはちょっとあきませんので、ひとつ私、例を披露したいと思うんですわ。

これは3月23日付の新聞で報道されたんですけど、これは草刈り事故で失明、提訴、シルバー人材センターに賠償を求める、これはシルバー人材センターにお願いして働いている方ですね。しかしながらけがをしたから面倒みんかいと、そういう恩をあだで売るような、これは失礼ですよ、この人に失礼やけども、やっぱり高齢者となったら作業するのも心得て、危険な作業は心得た上で作業せないかんわけですね。自ら進んでそういう人材センターから派遣されて、委託されて、草刈り作業中に四條畷市の男性75歳がセンターなどに約2,300万円の賠償請求を求めて提訴しているんですね。大きな問題ですね。結局センターがそこまでやれと言ったのか、その人が自己判断でやったのか、中身についてはまだ私は知り得てませんので、ただ概略を言ってるだけのことであって、この方はセンターの言うとおりに派遣されて、そして草刈り機で刈っていたら、草刈り機がはねた泥ですな、泥が目に入って、その目に雑菌なりそういう菌が入って失明寸前の状態にあるということで、これは労災事故に値するのか、私も法的に無知やけど、労災対応できるのか、それか任意の保険に入ってた対応できるのか、できなかったら市町村でこの提訴された司法の判決どおり支払わなあかんのか、一番不幸はけがされた方ですよ。しかしけがするまで無理をせんでよかったと思うんですわ。そしてやっぱり現場でセンターのやっぱり指導者、監督者がもうそこまでせんでいいとか、そういう配慮せんと、そういう草刈り機事故が多いんですね。ということで、メーカーも一日何時間までの作業にしてくださいよとか、そういう指導しているんやけど、当時の場合、人材センターに対して今までこういう指導はした経緯があるのか、その点ちょっと説明求めたいんですけどね、まず1点目。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 シルバー人材センターにつきましては、一般社団法人という法人格を有してございます。

ただ、町のほうからしあわせ創造部長、いわゆる充て職ではございますが、理事として参画をして、その中でいろいろ協議を行っております。

また、先ほどご紹介いただきました事故の件でございますが、岬町の場合では草刈りの場合ですね、ヘルメット、それとゴーグルの着用を義務づけるということで、理事会のほうでも厳しく指導をするということで徹底をしているところでございます。

草刈りの事故につきましては、全国のシルバー人材センターの中でも一番件数の多いものでございまして、自分自身がけがをするだけではなくて、飛び石で近くにあった車、窓ガラスを傷つけたりするという事故も発生していますので、確実にそれらを防ぐ手だてとして、まず自分自身を守るということではヘルメットとゴーグルの着用を義務づけるということで、理事会の中でも協議をし、また上部団体とっていいかわからないんですが、大阪シルバー人材センター協議会のほうからも指導に来ていただいています。

また、それに続いて多いのが交通事故でございます。当然草刈りとか行いますので、シルバーの公用車を使用するわけですが、その安全運転にも気をつけるということで、全員ではございませんが、主に運転する人については、大阪の協会からの事業の中で、教習所のほうに運転の技能訓練という形で研修という形でも派遣をしているというところでございます。

それと補償の関係でございますが、労災、これは個人とシルバー人材センターとの契約になりますので労災は適用されません。したがって、シルバー人材センターのほうで一定の傷害保険に加入をして備えているというところでございます。

出口委員長 田島委員。

田島委員 この例を見れば、ケース的に金額的に大きな金額ですわな。そして男性が訴えているのは、センターが高齢者が安全に就労できるか確認できる義務を怠ったで、何を言うてるやと、センターとしたら高齢者対策のために軽微な仕事をしていただいている、怠ったというのは何を言うてまんねんと、こっちとしたら言いたいかもしれん。しかし頑として引かない。

それで、人材センターも争う姿勢を持っているんですね。23日に地裁で初弁論があって、センター側が争う姿勢を示していると。不幸な話ですわな、お互いに。やっぱり町としたら恩を持って高齢者の雇用ってやってやっていると、よかっただけでも、それに乗じてほんなら雇ってやと、わいもこんなんするよってやってる、よかっただけです。ただし不幸にして事故があったから争いになったと。部長の言うとおりに労災適用できないと。そしたらもう任意の保険とかになってきますので、この点についてやっぱりもう一度現場に責任者にこういうケースがあったのでちょっと注意してやと、幾ら働くいうたって時間制限してやと、これ以上無理なことをせんといてやと、こういう現場確認してやと、見積もりとるときにこんなんせんといてってとめなあかん、それはプロに任せたらいいと思うんです。余り高

齢者にプロ以上の仕事をさせたらこういう結末になるということですので、ひとつこれ、現場指導をひとつ徹底的にさせていただきますか。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 シルバーにつきましては、俗に安短軽と言われてまして、安全、短時間、それと軽作業ということが一応原則になってございます。

その安全の部分でございますが、安全については、私、町のほうは一番気をつけるようにと重々いつも申し上げておりますけれども、シルバー自体の中でそういう意識、いわゆる安全に関する徹底というのは、シルバー自身に意識がもうございますので、私どものほうからも申し上げますが、シルバー人材センターとしてもその辺について現状において取り組んでいるということをご理解いただきたいと思います。

出口委員長 田島委員。

田島委員 ひとつ頼んどきますわ、現場指導を。

社会福祉費は入ってますか。

出口委員長 まだ民生費のほう。

田島委員 まだ85ページまで行ってないですね。

出口委員長 それは入ってます。98ページから113ページまで入ってます。

田島委員 力説したんで飛んでしまって、そしたら健康ふれあいセンター費で。

出口委員長 99ページまでですね、すみません。

田島委員 健康ふれあいセンター費の節の13委託料、そして15工事請負費、この2点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この健康ふれあいセンターも建設されて、運用されて、もうかなり年数もたつて、私の知る限りまだ谷川地区のやまを造成している当時の、かなり古いお話になって、建物も老朽化はされていると思います。ということで、いろんな工事もせないかんしということで、当時1億数千万円の維持管理費いってたわけやね。職人さんも配置して、健康ふれあいセンターの指定管理者になって、5,000万円ちょっとになって、ほんまにありがたい話で、町の施設で民間にこういう委託をされて、そして運営されて、住民サービス賄ってると、一番いいことです。

しかしながら、当時の直営と現在指定管理者で委託しているのとで、住民サービスの度合いですね。これは問題ないのかと。結構センターとして十分機能されているのかと。この部分についてまずお聞きしたいんですね。苦情とか、要望と

か、そんなんいろいろ上がってないのか、現状で十分経営できるのかと。この点について説明願いたいと、15の工事請負ですね。改修工事はどのような工事をされるのか、280万円の部分について、どのような改修工事をせざるを得ないのかということで、この2点について、ちょっと説明願いたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 現在平成27年度から明治スポーツプラザという事業者へ委託、5年間の委託でございますけれども、していただいております。それ以前別の事業者だったんですけれども、こちらの事業所、かなり工夫されておまして、プールとお風呂だけだったんですが、それ以外に各種教室、健康の教室であるとか、物品販売も含めて、そういったいろんな教室を開いて人に来てもらおうという工夫をされております。ですので、茨木市だかちょっと不正確なんですけど、よそも経営されておまして、そこのノウハウも岬町に生かしていただいているということで、岬町と明治さんとで毎月定例の会議をしているんですが、その中で提案し合って、よりよく利用者の意見を聞いていこうということで、話し合いをしております。

その中で、利用者から苦情とかご意見あった分についても、その場で討論させていただきまして、改善できるところは改善していっているというところがございます。

あと、工事請負費なんですけど、こちらのほうはプールの天井のサビのところの工事でございます、3年間かけてサビのついてるところを塗装していくという工事でございます。一応10万円以上につきましては町で修繕とか工事は負担するという取り決めしておりますので、それに該当するので今回3カ年かけて工事のほうさせていただく予定としております。

出口委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。いろいろ頻りに業者との討論されて、そしてサービス面についていろいろ議論されて、そして今のところ苦情が出てないということは好ましいことで、今後もこの金額で健康ふれあいセンターを運営していただいたら、町としたら、町の施設としたら満足いく施設運営となるんですわな。当時、直営の場合1億数千万円もいって大変な出費でしたので、これだけの金額で指定管理者に運営してもらおうと、やっぱり指定管理者の資質の問題ですわな。何でもかんでも指定管理者に任せといたらいいわじゃないんですね。いかに汗をかく指定管理者を選定するか、それは選考委員会の問題ですけど、私らがそんな決めるものと違うんやけども、やっぱり住民に直結したサービスのできる指定管理者を選定する

のは、やっぱり担当窓口のほうですわね。そういうことで、今の現状だったら、住民サービスは十分対応していただいていると、この金額で十分な対応されたということで、工事の部分についてはこれはもういたし方ないですね。年数たったから何でもかんでも老朽化して、劣化して、人間でもそうですね、年いけば劣化して朽ちていくんだから、まして物ですから、やっぱり修理はせんと、早く修理をして、修理費がかさまないようにするのも、それも一つの方法ですので、この点については了解いたしました。そやから指定管理者の選定には十分配慮して、いい業者を選んで指定管理を発注していただきたいと、これは選考される方のあれですから、私が選考するのじゃないですので、ひとつ税の公平な運用にお願いしたいと、かように思います。

この部分で3点お尋ねしたと思うんですけども、これは文化センター費になるんやな、いいわ。結構です。

出口委員長 ほかの委員さん。

竹原委員。

竹原委員 89ページ、これは児童福祉費の、節でいいますと報償費の子育て支援課、児童虐待防止アドバイザー報償費、36万円。

児童虐待防止ということで、今、喫緊の課題でもあると思うんですけど、岬町でそういう児童虐待という事案があるのかないのかということと、またこのアドバイザーというのは、1名であるのか、何人であるのか、どのような方なのか、肩書なり、わかるところでお願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 委員ご質問の件についてお答えいたします。

まず、岬町内で虐待の事例、事案があるかということについてでございますけども、結論から申しますとございます。その虐待の定義についてまたきちんと精査していきたいと思うんですけども、アドバイザーとしては1名のほうで雇用しております。そしてこちらのほうで虐待と考えられる事案につきましては実際に要保護であるとか要支援であるとかでケース会議を開いて、その都度都度対応しております。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 虐待防止アドバイザーにつきましては、外部の専門家、いわゆる虐待についての知識を有する、例えば心理士であるとか、そういう方を招聘していると。本来であれば町のほうで対応するのですが、事案によりましては対応が

困難な部分がございますので、その外部のアドバイザーにご相談を申し上げて対応していくということでございます。

それと、先ほど少し出しましたが、要保護児童の件でございます。

要保護児童につきましては、特定妊婦を含めて増えていってる状況でございます。ただ、その部分につきましては各機関集まった協議会のほうで検討しまして、また担当のほうも逐一家庭訪問なりで情報を共有しながら対応しているというところでございます、今、新聞紙上で騒がせているような重大なものについてはございません。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 了解しました。

また質問が別のところですよ。95ページの放課後児童健全育成費の一番下、節でいう13委託料、子育て支援課の自然等体験事業委託料とあります。この内容について少し教えてください。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 こちらの自然等体験事業委託料の内容につきましてですけれども、こちらはシルバー人材センターさまから、はたけっ子、給食等に、保育所給食等にも使わせていただいているんですけども、はたけっ子のほうで2カ所、淡輪、深日関係の畑のほうで管理を委託している費用として委託料を計上しております。

出口委員長 ほかの委員さん。

中原委員。

中原委員 予算書の83ページ。款3民生費の項1社会福祉費の中で、老人医療助成費と重度障がい者医療助成費について、お尋ねをいたします。

目4の老人医療助成費の節20扶助費、老人医療費府制度分ということで、2,603万8,000円が計上されておりますが、これは例年に比べると金額が少なくなっているようにお見受けしますので、その理由をお示しいただきたいと思っております。

それから同様に、重度障がい者の医療助成費についても扶助費のところ、重度障害者医療費の金額が例年に比べると、こちらは増額されているようでございます。この理由についてお示しいただきたいと思っております。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 まず、老人医療費府制度分の内容についてお答えをいたします。

昨年からご存じかとは思いますが、福祉医療制度の再構築の実施によりまして、

平成30年4月1日をもって、老人医療の助成に関しては経過措置期間ということになります。ただし、身体障がい者及び知的障がい者に係る対象者の方については、障害者医療のほうへ、あとひとり親家庭医療費助成の対象の方については、ひとり親家庭医療のほうに来年度移っていただくという形になります。

今回、予算のほうで計上いたしております内容につきましては、本来老人医療の更新時期というのが7月にございます。そのタイミングで医療に移っていただける方については啓発を行って、そちらのほうで助成を受けていただく形に順次切りかえをさせていただきたいというふうに考えておりました、その分の予算について減をさせていただいております。

具体的な内容といたしましては、本来7月の切りかえのタイミングで移っていただけるのが理想なのですが、やむを得ない事情によってどうしても切りかえの手続きができないという場合が考えられますので、その方については10月末に障害者医療の更新時期がございます。このタイミングに合わせて移っていただくことを想定しておりますので、本来でしたら老人医療の助成としましては、8月以降の分については不要になるんですが、あとの2カ月、どうしてもそういう事情で移れない方についてこの分の助成を実施をしていきたいというふうに考えておりますので、その分を加味して今回予算を編成しております。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 重度障害者医療についてご説明いたします。

本年4月1日から重度障害者医療、制度変わりました、対象者が精神障害者保健福祉手帳一級をお持ちの方、また難病の受給者証をお持ちの方、障害年金一級相当の方の追加がございまして、あと老人医療からの移行分もございますので、従来の旧制度の分、約170人、新しく老人医療から移行する分と、あと精神と難病の分を含めまして233人分、それを計上いたしまして金額1,578万円の増額を図っております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今回ご説明いただいたとおり、来年度から大阪府の医療助成制度において、改定、私は改悪だと以前から申し上げているものなんですが、それが始まることによるものというところという説明だと思います。

それで、今、老人医療のところでは、今の制度では老人医療費の助成制度の対象になっている方のうちで、障害者医療の分野に移っていただいて、引き続き助成を受けていただくという方の分が減ったから、ここの老人医療費府制度分の歳

出が減っているということなのかなというように理解はいたしました。

それで、以前お聞きしていた中で、今回拡充される部分もありまして、今ご説明ありましたが精神障がいの方は新たに対象になる方がおられたりしますので、その点はプラスだと思うんですけど、これは段階的に悪くされていく、段階的にというか、3年の経過措置があるという程度のことで、今受けられている方は3年後には大きくは老人医療の分野で非常に影響が大きいのではないかなということを私は心配しているところなんです。

それで、障害年金一級相当の方について、もしお調べいただいているようであればお聞きしたいなと思います。

対象者について数の確認をこれまでもさせていただいております、障害年金一級相当の方っていうのは、岬町役場では直接わからないということだったと思うので、数は少ないかなというのは予想しているんですけども、もし把握しておられたらお聞きしたいと思います。

それから、この制度は3年間の経過措置の対象になるのは、今年度まで対象であった方ということになるので、来年度65歳になられる方についてはもうこの制度の枠の中には入らないというか、恩恵を受けることはできないということになるわけですね。

それでその影響もこの金額に含まれているというように考えたらよろしいんでしょうか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 委員おっしゃるとおり、難病法に規定する受給証所持者数は158人、去年の7月末の現在ですが把握しているのですが、その中で障害年金一級相当の方っていうのが把握、町では困難でございまして、こちらについては保健所のほうにご依頼させていただくのと、医療機関にご依頼させていただいて、制度の周知を図っているところです。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 先ほど委員ご指摘の内容ですが、来年度平成30年度に65歳になられる方についてですが、基本的には障害者医療とか、あとひとり親家庭医療の対象になる方については、そちらのほうで新たに対象として、そちらの助成を受けていただくことができるんですけど、来年度65歳になられて、それ以外の従来の老人医療の助成対象になっている内容ですね、特定疾患の受給者の方であったりとか、あと結核医療を受けておられる方につきましては、一応今年度3月末をもっ

てこの制度自体が経過措置という形になってしまいますので、従来の特定疾患等でしたら国、府等で助成を既に受けておられる方も中にいらっしゃいますので、そちらのほうの助成を受けていただくという形になるかと思えます。以上です。

出口委員長 中原委員。

中原委員 来年度から影響を受ける、マイナスを受ける方の人数はわかりますか。把握が難しい部分でもありますけど、もしわかるようであれば。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 すみません、ちょっと人数等は把握はしてないのが現状です。国保の対象者の方でしたらこちらのほうで把握はできるんですが、あとは社会保険に加入されてる方で、実際対象になる方については、こちらのほうで把握は困難ですので、申しわけありませんけれども、ご容赦いただきたいと思えます。すみません。

出口委員長 中原委員。

中原委員 65歳になられる方は、国保の加入者についてはわかるということで、割合でいうとどうなんでしょうね。社会保険加入より国保の加入の方のほうが多いのかなと思ったり、その辺微妙ですね、継続される方もおられたりするから、どうなんでしょうね、国保がもし多いようであれば、その影響については一定ちょっと国保加入の方についての影響わかるかなとは思ったんですけど、ちなみに国保に加入されている方についての影響は人数でわかるということなんですか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 すみません、今おっしゃられた内容ですが、今現在対象になっておられる方の割合で言いますと、国民健康保険に加入されている方のほうが社会保険に加入されている方の割合の約2倍から3倍の人数がいらっしゃいます。

申しわけありません。ちょっと65歳未満の方の影響額については、申しわけありません、ちょっと今のところ資料がないのでお答えすることができません。すみません。

出口委員長 中原委員。

中原委員 それは国保についてであれば、時間があれば調べることができるということですか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 対象になる方は、障害者医療等の対象の方についてはもう既に助成を受けておられる方のほうが多分多くなるかなと思うんですが、それ以外のあと経

過措置にかかる分ですね、特定疾患治療を受けられている方とか、あと結核医療を受けられている方とかっていうのは、ある程度資料で確認することが可能かなと考えます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 では、お忙しい中申しわけないんですけど、影響についてちょっと資料等でまとめていただいて、わかる範囲で結構ですので、またまとまったらお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、これは大きな影響が出てくるとすれば、今経過措置になっておられる方々が3年後影響を受けるということになってくるわけなんですけれど、その3年後に向けて、岬町として何らかの努力をされるということは考えないでしょうか。もちろん財源が伴うものでありますから、なかなか担当部局だけの判断ということでは難しいかもしれませんが、3年後に向けて少しでもこの助成制度をもちろ大阪府がこの助成制度を3年後まで見直してくれたら一番いいと思っているんですけどね、被害受けないようにですね、とは思ってるんですけど、もしそれが適わない場合ですね、一番身近な市町村として何らかの救済措置的なことは考えていただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 経過措置期間が3年ということで、設けられておりますが、この間、やっぱり毎年毎年更新時期というのがあります。府制度におきましては、更新時期に更新をされない場合は、もうそこで助成がストップしてしまうという状況が発生しますので、今現在対象になっておられる方については、きめ細やかな広報等でお知らせをさせていただいて、更新もれがないように今後努めてまいりたいと思います。

3年後につきましては、そのときの状況、状況によると思うんですけども、近隣等と連携をとりながら、今後どうしていくかというのを考えていかなければいけないかなと原課のほうでは考えております。以上です。

出口委員長 よろしいですか、中原委員。

中原委員 予算書の89ページ、一つちょっと予算書のどこに当たるのかっていうのがまたわからないのがあるんですけど、病児保育の問題で、保育所に子どもを預けていて、その保育の最中に子どもが具合が悪くなりましたよっていうようなときに、保護者が迎えに行けるまでの間は保育所の看護師等が対応するというところで、体調不良時対応型という格好で保育分野での拡充が既に図られているわけなんです

ね。

その実態がどうなのかということをお聞きしたいんですけど、もしわかるようであればお聞きしたいなと思います。

これはこういった制度化したというか、従前からこういった努力はされていたと認識しているんですけども、きちんとこういう形で施策として打ち出すようになったのは、今年度からだったかな、ちょっと忘れちゃいました。今年度だったかな、始めてからですね、どういった成果というか、例えばその制度、考え方に基づいて体調不良の子どもを保育したというような、数でつかんでおられるとか、そういったことがあればお聞きしたいと思います。

それから、その89ページで一番下の段に賃金とあります。これは児童福祉施設費の賃金ということですから、保育所の保育士さんの臨時保育士の賃金ということになるかと思います。

臨時保育士の賃金については、時給が長らく据え置かれていて、引き上げが必要ではないかということをおっしゃってきただけですけども、来年度において何らかの努力がなされるようなことはないのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点、予算書の95ページの目7放課後児童健全育成費のところでも賃金にかかわってお尋ねしたいと思います。

ここの賃金というのは、いわゆる学童保育の指導員の臨時職員賃金ということになるかと思いますが、この指導員の方々の時給についても引き上げが必要だと考えるものですが、来年度においてはどのようにされるのかお聞きしておきたいと思います。お願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 先ほどお尋ねの第1点目につきまして、おっしゃいましたように平成29年度から病児対応型の保育を行っておりますが、以前からも同様の登所してから体調を崩したお子様等につきましては、保護者の方がお迎えいただくまで預かっていたということもございますので、分離して数字のほうを調整している、調査しているという数字が手元にはございませんので、また改めて回答させていただきたいと思います。

そして2点目、賃金につきまして、児童福祉施設費、こちら、おっしゃいますように保育士の単価につきましてですけども、おっしゃいますように平成29年度までは1,020円の時給のほうで賃金のほうで支払っておりましたが、平成30年度につきましては、現在1,191円という形で増額した形での要求をし

ております。

同様に学童保育につきましても、こちら平成29年度までは時給で時間当たり940円のところ1,000円という形で増額の要求のほうをしております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 病児対応型の保育については実態がわかる範囲で構いませんので、わかればまたご報告いただきたいと思います。

出口委員長 中原委員、ちょっと待ってくださいね。

古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 病児保育事業の体調不良児対応型の数でございますが、4月から2月までの実績で申しますと、3保育所合計で実人数232人、述べ人数で申しますと254人ということで、保護者の方がお迎えに来られるまでの間ということでございますので、どの時間帯までということとはつかめてございませんが、その利用と申しますか、その事業に対応した形で保育をした人数ということになります。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今、数についてはお聞きいたしました。数を聞いて結構いるなと思ったのが私の個人的な印象としては、3つ保育所があるのであれですけど、日にちでいったらほぼ毎日一人はどこかでという、平均するとですけどねということなのかなと思って、やっぱり小さい子どもさんというのはなかなか体調が安定しなかったりということも多いですし、生育過程にあるので、そういった状況は多々起こるんだなということも改めてわかりましたし、そういったときに保護者が迎えに来るまでの間、安心して預けられるとはいえ、保護者も恐らく急いで帰ってくるんだと思うんですね、連絡受けましたら。それはやっぱり放っておけないですからね。でもそこに対して、保育士がいて、看護師がいて、急変が起こればすぐ対応もしてくれるという、これは以前からそういう努力はなされていたとはいえ、きちんと制度として打ち出して、事業を運営されていると、現場の先生方にはご苦労なことだと思いますけれど、これは非常に大きな子育て支援だなと今お聞きしておりました。

それから、保育士と学童保育の指導員については時給を引き上げるというお考えで、非常に前向きな決断をされたなというように思います。このことが子育て支援のさらなる充実、先生方にとっても働きがいにもつながって、充実したサービスにつながっていくことを望むものであります。引き続き、増額したところで

すので、もっと増額せいとはちょっと今言いにくいんですけど、やっぱりこの分野、特に保育士については引き上げていただいたので、それはそれで結構なんですけれど、やはりさらなる引き上げということは必要になるのかなとは思いますが。

ただ、今回引き上げたことで、人材の確保だとかそういったことにも少しプラスとしてつながっていけばいいなということも思いますので、今回のその前向きな判断については高く評価したいと思います。

委員長、私この分野でもうちょっとあるんですけど。すみません。

じゃあ、予算書の97ページ、下から2段目の節13委託料、短期入所生活援助、ショートステイ等事業委託料と書かれている点についてお聞きいたします。

この事業も今年度から始めた事業だったかなと思うんですが、余り需要はそんなに多くないはずなんです。というか、多くなくあってほしい、家庭での保育が難しくなった児童に対する手当という施策ということになりますから、余りこの事業がたくさん利用されないほうがいいと思うんですが、現在のところの利用者数について確認させていただきたいと思います。

それからもう一点、新規施策、今年度途中からでしたか、ファミリーサポートセンター事業についても開始をされておりますので、現在のところの登録者数ですとか、そういった実態についても、利用の状況についてもお聞きできたらなと思います。

それからもう一点、予算書の99ページの児童福祉費なんですが、先ほど奥野委員のほうから第二子の無償分の対象人数はと聞かれておまして、それに対する答弁では教円と海星幼稚園の二つのことを言っておられたように思うんですね。この施策体系別主要事業一覧の中では、保育所、幼稚園、認定こども園の第2子以降と書かれておりますので、先ほどご答弁のあった教円、海星幼稚園以外の子どもも対象になっているのかなと思うんですけど、全体としては何人なのか。対象になる人数を、もう一度お聞かせいただきたいなと思います。お願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ちょっとお答えの順番が逆になってしまって申しわけないんですけども、まず、ファミリーサポートセンターの年間利用者数の人数からお答えさせていただきたいと思います。

昨年10月からファミリーサポートセンターのほう開始しまして、ご利用いただいているところなんですけれども、10月から2月までの通算のほうでお答えさせていただきます。まず、内容的には送迎、送迎保育、保育、その他というよ

うな形で、サポートセンターとしてのサービスのほう提供させていただいているところなんですけれども、回数といたしましては、送迎が63回、人数で64人、そして送迎と保育、こちらを合わせたものが17回と17人です。そして、保育のみが1回で2名さん、その他としましてはゼロ件になっておりまして、延べで81回、そして、人数では83人。

そして、このファミリーサポートセンターのほうなんですけれども、実際助けを必要とされる方、依頼会員さんですね。そちら側と、実際にお助けしていただける協力会員さん、こちらの数についてもあわせて報告させていただきたいと思います。まず依頼会員、こちらが助けを必要とされる方なんですけど、こちらは26名様で登録いただいております。そして協力会員、こちらはお助けいただける方、こちらは21名さんです。そして、その依頼会員、協力会員、両方に登録をいただいている両方会員につきましては6名で、合計で53名さんに登録いただいております。

そして、第2子以降無償化の試算についてなんですけれども、先ほど教円さん、海星さんという形で、こちら歳出のほう、補助のほうでお答えさせていただいたんですが、公立の保育所、町立の保育所のほうでまずお答えさせていただきますと、合計で第2子以降無料となりますのは、62名の方が対象と考えております。繰り返しになりますけれども、私立のこども園、幼稚園につきましては、合計で28名となっております。申しわけないですけども、町立幼稚園のほう、こちらでは人数のほうしておりませんので、保育所関係、子育て支援課所管の分でお答えさせていただきました。

ショートステイ、そしてトワイライトステイにつきましては、今、手元のほうに利用の状況のほうがございませんので、後ほど、また改めて回答させていただきたいと思います。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足させていただきますと、短期入所、いわゆるショートステイとトワイライトステイにつきましては、現在まで利用はないということでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 古橋部長、利用実績ご存じだったら、共有しとかれたほうが良いと思いますよ。今のところ、一番最後にお答えいただいたショートステイ、トワイライトステイの利用実績は現在まではないということで、ただ、これはないからといってなく

してしまうことがないように、そんなことはきっと考えてないと思うんですけど、ないにこしたことはないけれど、必要なときに利用できる制度を残しておいていただきたいなと思います。利用実績はありませんけれども、万一のときのお守り的なものでもありますので、これも一つの子育て支援策の大きなものとなると思います。保護者にとっては励ましとなりますので、そのような扱いでお願いしたいと思います。

ファミリーサポートセンター事業については今詳細にお答えをいただきまして、私個人としては、4カ月というのは短い期間だと思っているんですけど、この期間にこれだけの一定の会員さんのご登録、また利用をいただけているというのは、私は評価できるんじゃないかなと思っています。ただ、まだなかなか知られていない部分があると思いますので、周知については引き続き努力をいただきたいなと思います。実際にファミリーサポートセンター事業を利用されている方、また、協力会員として登録されている方からも、前向きなというか感想をいただいておりますので、このサービスがなければ非常に困るところだったと、助かっているという声も聞いておりますので、周知を図ることとあわせて、安定的な運用に努めていただきたいと思います。

施設給付費について、第2子無償化分ということで、金額は258万円示されておりますけれども、今のお答えでいきますと、この258万円の中に町立の淡輪幼稚園の中の対象者になる子どもについては含まれていないということになるのでしょうか。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 この施設給付費の補助金につきましては、私立の場合につきましては、保育料は私立幼稚園のほうで収受するということになります。したがって、第2子以降を免除するということになると、収入が下がるということになります。その差額の部分を補助金で埋めるという単独の補助金制度になります。公立の保育所、または幼稚園の場合につきましては、予算書の歳入の部分であらわれてまいりますので、歳入が減少しているというところがございます。

出口委員長 はい、どうぞ。

中原委員 予算書の101ページの一番上のところに、ああ、まだや。じゃあ、多分その範囲は終わったと思います。

出口委員長 そしたら、副委員長。

松尾副委員長 最後に、1点聞きたいです。ページ79ですけども、社会福祉総務費の中

の節20 扶助費の中に入ると思うんですけど、先ほど平成29年度の岬町一般会計補正予算（第9次）の中にありました、障害者システム改修委託料の中で改正される障害者総合支援法の新たに創設されるサービスとして、就労定着支援と自立生活援助と共生型サービスの3サービスなんですけど、多分、この扶助費の中に入ってくるのかなと思うんですけども、入れてないのか、それとも、それは想定されないよまだということになっていないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 新サービスにつきましては、現在のところ、事業所に周知している段階で、利用の見込みがないということで予算化していないんですが、利用をされるということでしたら補正対応でさせていただきたいと思います。

出口委員長 一応、民生費の部分で、ほかの委員さん、もう質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

出口委員長 では、これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書98ページから113ページをごらんください。ただし、101ページの21 貸付金の水道事業会計貸付金、28 繰出金の水道事業会計繰出金と、103ページの19 負担金補助及び交付金に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 衛生費のところ、3点お聞きします。

予算書103ページの13の委託料、午前中にも歳入のところ質疑ありましたが、地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料1,000万円ですね。これ、高額な計上になるんですが、この名称もすごく長いんですが、ちょっと私、内容をもう少し聞きたいんですが、実行計画の策定の費用が幾らかと、後の業務委託料が分かれるのかなというような感じもしないので、この内訳があれば確認させてください。

それと、2点目に、105ページの19 負担金、補助金及び交付金、肝炎治療補助金78万円、これはC型肝炎の全額補助だという内容だと思うんですが、対象人数はどのぐらいの方がおられるのか、人数をお教えいただきたいと思います。

そして、3点目が109ページの13 委託料、中ほどよりちょっと下の可燃ご

み臨時処分委託料、その下のし尿浄化槽汚泥運搬処分委託料、この2点、29年度はなかったように思うんですが、今回計上されている理由を確認させてください。その3点、お願いします。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 1点目の地球温暖化の対策実行計画策定支援業務委託料ですか、午前中にもお話をさせていただいたんですけども、地方公共団体の施設で、どれだけのCO²の排出量があって、それの中でどれだけCO²の削減ができるか、あるいはどれだけの量があるかという計画をまずつくるとというのが、この策定支援業務委託料です。その後、その計画をもって、実際にどこの分をどれだけということをやりますので、その前段階としての委託料になります。まず、これをつくるに当たっての実施前の計画というようなイメージで捉えていただければと思います。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 可燃ごみ臨時処分委託料、これにつきましては、ごみ処理施設の排ガス冷却熱交換器の更新業務により、約40日間焼却停止の予定であります。その間、泉南清掃事務組合へ焼却処分費として持っていく処分委託料を計上しております。

その下のし尿浄化槽汚泥運搬処分委託料ですが、これも同じく40日間焼却停止に伴いまして、し尿処理施設から出る脱水汚泥、これはごみとして燃やしていたのですが、その処分ができないということで、脱水汚泥運搬の処分費として385万計上したものです。

出口委員長 門前所長。

門前保健センター所長 105ページの肝炎治療補助金です。こちらは28年度から開始して、大阪府の肝炎治療費助成事業の自己負担分、月1万円、もしくは2万円を町独自として助成する事業です。

対象はどれぐらいというご質問ですが、保健センターでC型肝炎の検診を受けていただいた方の人数は把握できていますが、保健センター以外で検査を受けられて、C型陽性者把握はできておりません。肝炎の治療をなさる場合は、保健所にまず申請を出します。その申請数でよろしいでしょうか。27年度から飲み薬で効果の高い、副反応の少ないフリー治療が始まっております。平成27年度は72人、28年度は45人、平成29年度は18人の申請がございます。28年度からは、本町の自己負担分を助成をする資料を保健所に持っていきまして、岬

町の方全員に渡していただいている状況でございます。

出口委員長 奥野委員。

奥野委員 波戸元理事の先ほどの答弁でいくと、この1,000万円が委託料という内容になるわけですね。かなり高額な、そういう詳細な難しいデータになるのですが、それだけかかるわけですね、ということですね。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 当初予算の計上に当たりまして、過去に実績のあるところでの見積りに基づいて計上させていただきました。その見積額で計上させていただいてます。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の101ページ、一番上のところで、保健衛生費の委託料ですね。この保健衛生の分野にかかわって、とりわけ乳幼児や、また母親に対するきめ細かい援助といいますか、そういったことがここ数年、年々拡充をされているなどというようにお見受けしておるんですけれども、来年度においては、産後ケア事業というのを新たに始められるということでございました。これは具体的にはどんな事業で、どのように実施をしていくお考えか、お聞きしておきたいと思います。

出口委員長 門前所長。

門前保健センター所長 この産後ケア事業ですが、産後、親御さんに心身の不調や育児不安が非常に強い等、特に支援が必要と認められる母子に対して、産婦人科、婦人科等医療機関等におきまして、ショートステイ、デイサービスなどの個別医療的な心身のケア、育児の支援サービス等を行うという事業で計上させていただいております。

ショートステイにつきましては、1泊ゆっくりしていただいて、必要な指導を受けていただく、3食の食事もついて、母子ともにゆっくりできるというふうに考えております。デイサービスにつきましては8時間程度、2食つきで、時間の短目のケアというふうに考えております。

実施場所ですけれど、泉佐野泉南医師会と契約いたしまして、協力いただける医療機関様をお願いしたいと思っております。

内容の周知につきましては、母子手帳交付時に、お母さんにこういう事業があるので、産後しんどくなったら、すぐ連絡いただきたいという啓発をしたいと考えています。また、子どもが生まれて、今、1カ月から2カ月ぐらいで保健セン

ターから全戸訪問をしておりますので、その中でフォローが要するという親御さんたちに進めていきたいと考えております。岬町のお母さんたちは比較的近隣に支援者がいるかと思っておりますので、ニーズとしては少ないだろうと考えていますが、選択肢の一つとして体制を整備していきたいと考えています。

出口委員長 中原委員。

中原委員 産後の不安だった日々を思い出します。私にもそういう時期がありました。ほんとですよ。おっしゃるとおり、人数が少ない。地域的にそうだと今お聞きしましたし、人数が少なければ、そのほうがこれもいいわけなんですよ。さっきの古橋部長がお答えいただいていた、実績としてはゼロだったということなんですけど、これについても、さっきちょっと児童虐待の話が出ましたけれど、そういうことへの助けにもなりますから、こんにちは赤ちゃん訪問とあわせてやっていくということで、育児不安を抱える産後の保護者に対して、きめ細かいケアをしていただきたいなと思います。

それから、今お聞きした委託料の下の産後健康診査委託料なんですが、これ、少し予算の規模が増えているように感じたんですけども、何か要因があるのであれば、お聞きしておきたいと思います。

出口委員長 門前所長。

門前保健センター所長 産後健診につきましては、平成28年度から産後2週間サポート事業という名称で、2週間の検診を兼ねたサポート事業をやってまいりました。30年度に起きますのは2週間だけではなく、産後1ヶ月を加え計2回、母親の産後健診費用助成ということで考えております。できるだけ支援が必要な母親への早期支援と虐待の早期発見につなげるということで実施していきたいと思えます。この2回、産後2週間と1カ月の検診の中で、今、特に虐待の問題がございますし、その原因で産後うつの問題も多くなってきております。この産後2週間と1カ月の2回の検診に必ず産後うつのアンケートを入れ込んで、フォローが必要な方へは早期に医療機関から連絡をいただき、早期に対応していくというかわりをしていきたいと考えております。この産後健診も、母子手帳発行時に助成券2枚分をお渡しして、こういう制度ができていると周知していきたいと考えております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今、詳細な説明をいただきましたけれども、非常に制度そのものもきめ細やかであると同時に、その周知についても努力されているなということを改めて感じ

たんですね。ほかの部局でもいろんな制度の周知等については努力されているところだと思いますけれども、受診券的なものを必ず渡すとか、非常に何というか、すごく細かいところまで気がついて、事業の設計をされているんだなということを知らせていただきました。

虐待の件数がちょっと増えているというようなことが先ほど議論でありましたので、そういったことにつながっていかないように、いろんな形で網を張って、すくい上げるようなことを行政が引き続き努力していただきたいと、要望しておきたいと思います。ありがとうございます。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 105ページをお願いします。上のほうかな。目でいう健康づくり委員会費ということで、報酬並びに報償費並びに旅費っていうのがあるんですけども、健康づくり委員と健康づくり小委員会、どのようなものだったのか。また、そこで旅費っていうのがあるんですけど、どういう活動をされているのかなっていうのをお願いします。

出口委員長 門前所長。

門前保健センター所長 健康づくり委員会ですが、岬町の健康づくり対策を検討する場ということで、年に1回、一番上の会議として、開催しております。そちらには大学の有識者、保健所、各種団体、公募で決めさせていただいた住民代表の計10名の委員で岬町の健康づくり事業について検討していただいております。10人のうち、1人は保健所の方で報償費は要らないということで削らせていただいております。

それから、小委員会につきましては、まず、歯科保健対策推進事業といいまして、歯科の先生をメインに集まらせていただいて、歯科の検討委員会を設けているのが一つです。岬町は、歯にも力入れておりまして、高齢者の8020運動も推進しています。もう一つが、岬町は、肝臓がん死亡が非常に多いということで、昔から肝疾患対策には力を入れてまいりました。肝疾患対策委員会ということで、肝疾患の専門の先生、統計的に知識を持っておられる医師、町内の医師等来ていただきまして、岬町の肝疾患対策の検討をしていただいております。その親の健康づくり委員会、それと小委員会の二つに対する報償費と交通費を支払う形で計上させていただいております。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 了解しました。そしたら、これは健康づくりということで、大学ってというのは

和歌山大学でもないんですか。

出口委員長 門前所長。

門前保健センター所長 健康づくり委員会につきましては、大阪市立大学の教授に来ていただいております。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、衛生費で質問。

中原委員。

中原委員 予算書の111ページ、一番上の囲みの中で、これは前のページから続いているので、節13委託料になるんですけども、この一番下のところに粗大ごみ等運搬委託料というのが2段あって、粗大不燃ごみという括弧と、空き缶・空き瓶という括弧があるんですね。この二つの項目については、たしか以前、なかなか予算書に掲載してもらえませんが、私よく決算書と予算書と見比べたりとか、前年度、またその前の年度の予算書と予算書を見比べたりとかするものですから、これ、何で決算書に出てくるのに、予算書に書いてくれないのかなとかいう話をして、今回はちゃんと載せてくれてるなと思って、わかりやすくなったなと思って見てたんですけど、金額について、以前よりも大きな金額が乗っかってるように思うので、何か要因があるようでしたらお聞きしておきたいなと思います。お願いします。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 委員ご指摘のとおり、平成30年度の予算から分けて計上しております。

内容ですけども、粗大不燃ごみの委託料に関しまして、これは紀の川市の粉河にあるリサイクルセンターに運ぶ運搬料、10トンコンテナ車により搬出予定にしております。見込みの処分量は、220トン見込んで計上しております。

その下の空き缶・空き瓶の運搬委託料についてですが、これも紀の川市にある粉河のリサイクルセンターに運ぶ運搬委託料です。これにつきましても、4トンコンテナ車で行くように見込んだ運賃料です。その分、若干上がってきてると思います。

出口委員長 中原委員。

中原委員 金額が上がってきているということですので、それは排出量が増えているということなんですか。そうか、運び賃、今言ってた10トンコンテナとか、4トンコンテナとか、そういうので運ぶから増えるということなんですか。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 委員のおっしゃるとおり、運び賃、そのトラックの大きさによって違いますので、それによって運搬委託料の額が上がっているものです。

出口委員長 よろしいですか。では、ほかの皆さん、衛生費の質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書132ページから135ページの4項都市計画費のうち、目コミュニティバス運行費をごらんください。

質疑はございませんか。

竹原委員。

竹原委員 バスの運行費で一つ、135ページのほうです。一番上の駅構内乗り入れ使用料ということで、バスを駅につけるので、言ったら、南海電鉄にこれだけ支払っているのかなと思うんですけど、支払い先は南海電鉄でよろしいでしょうか。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 委員のおっしゃるとおり、南海電鉄です。

出口委員長 竹原委員。

竹原委員 従前からずっと思っていたことなんですけど、バスを駅につけるということは、駅を利用する方を、言ったら、駅にお客さんを持って行ってあげているのと、駅からお客さんを運んであげているということなので、言ったら、もらうぐらいでもいいぐらいだと思っているのです。駐輪場というよりか、駐輪場はそれこそ自分が家を買って、そこまで来てとめる、それはわかるんですけど、何とも言われへんんですけど、お客さんを駅まで持ってきたあげているというような意味があるので、こんなもの払わなあかんのかなと思うんですけど、これは従前からずっと、こういうような感じなのではないでしょうか。南海バスのときは、南海バスですからないんですね。歴史的にどうなのでしょう。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 昨年の9月の決算のときにも、道工委員のほうから同じようなご質問をいただきました。駅構内乗り入れ料につきましては、多奈川駅、みさき公園駅、それから淡輪駅の3駅分でございます、これは中日臨海が岬町のコミュニティバスの運行を始めた当初からお支払いをしているようでございます。28年4月から町が運行主体となって運行することについて、町が公共交通機関の一つになるということから、乗り入れ料については免除してくれないかという

要望をいたしました。28年の4月に乗り入れのときは月額5万円プラス消費税ということでしたけれども、南海に要望し、免除ではないけれども、1万円差し引いた4万円プラス消費税とさせていただきたいということで、28年、29年と来まして、昨年9月にご指摘をいただきましたので、その後、改めて南海電鉄のほうに、直接社長宛てに町長名で、公共交通機関の一つであるバスを町が担っているという趣旨をご理解いただいて、乗り入れ料については免除していただきたいという要望をいたしました。その回答につきましては、結果的には現状のまままでお願いをしたいというご回答でございました。しかし、また社長に、町長、あるいは議長がご面談をさせていただくときに、この件につきましても、改めて要望をさせていただくことがございますのでということの申し添えをいたしました。予算の計上については昨年と同額を計上させていただいているところでございます。引き続き要望をしてまいりたいと思っております。

出口委員長 副委員長。

松尾副委員長 先ほどの関連で、淡輪駅の前の道っていうのは、あれは町道じゃなかったんですかね、違うんですか。府道ですかね。そこについても同じということですか。先ほど波戸元理事が言われたと思うんですけど。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 淡輪駅の元阪和銀行のあった、駅と阪和銀行の間に、以前南海バスが停車していたスペースがございます。そこへ現在バスを入れていますので、その部分の乗り入れ料でございます。

出口委員長 副委員長。

松尾副委員長 参考までにお聞きしたいんですけど、近隣市町村は同じように南海が徴収されているんですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 免除の要望をした際にもそういう質問をいたしました。市町村有償運送でバスを運行している自治体は、府下では河南町と岬町の二つの自治体しかないんですけども、以前は南海バスが走っておりまして、現在は南海ウイングという名前になっていますけれども、自治体のバスが乗り入れているというケースがないので、多分本町だけだと思うんですが、公共交通の一つとして町が走っているということを十分理解してくれという要望はしておりますが、なかなか南海も財政事情もございますが、例としては、どうも本町ぐらいしかないようには聞いております。

出口委員長 道工委員。

道工委員 今回の関連ですけど、メモリアルさんとか、与田病院さんとか、あちらはみんな払ってるんですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 同じようにタクシーも停まっていますけども、第一タクシーも同じように支払いをしていると聞いております。

出口委員長 道工委員。

道工委員 それは、南海から請求書が来るんですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 乗り入れの申し入れをしておりますので、それに対しての請求をいただいております。

道工委員 もう払わへんかったらいいのと違うかんか。ほんまに今言うとおりで。だから、議会でまた一遍、南海行かんといかんわ。駐輪場もそうでしょ。南海電車に乗るためのお客さんやんか。スーパーやったら駐輪場設けなさいと義務づけて、電鉄には設けてない。そんなおかしいことないわな。行きましょ、一回。

出口委員長 そういう要望で、また議会も協力させてもらいますので、また行政のほうもよろしくお願いします。

竹原委員。

竹原委員 バスのところで、ページ戻りまして133ページ、一番下の運行委託料5,300万円、こちら実証試験運行が終わって、平成30年から新たになってということだと思うんですけども、これは何年契約を想定されているのか。それと、この委託料には、車両のほうの費用は入っていないと思うんですけども、車両のほう、今年使いまして、恐らく20万キロとか普通に使っていると思うんですけど、その辺の更新計画っていうんですか、わかる範囲で教えていただければと思います。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 28年4月から運行を開始するに当たって、基本路線のみを有田交通に委託しております。あわせて、市町村運営有償運送の道路運送法に基づく登録を行っております。その登録期間が当初は2年間でございます。その2年間の契約を28年、29年と契約をし、市町村の登録自体が次、更新登録になりまして、もう既に提出しておりますけれども、この期間が3年間になります。よって、この契約の予定期間につきましても、一応3年を予定しておりますが、現在、支線の運行を町で行っておりますが、その運行管理もありますので、その

協議も含めて、金額のこともありますので、現在では30年度、単年度だけの契約の予定で予算計上しております。本来、3年であれば債務負担行為ということも発生しますので、今年度1年の契約期間を予定しております。来年度は、あと残りの更新登録の期間の2年間を予定しております。

車両につきましては、現在、マイクロバス2台、コンピューター2台の計、4台の車両を町購入いたしました。それに係る車検費用、それから整備費用、タイヤや、オイル交換であったりというのは、町で負担しております。燃料費につきましては、有交が負担をしております。そのほかの車両に係る分につきましては、町が負担しているという状況でございます。

2年走りましてけれども、基本路線で年間にしますと15万キロでございます。マイクロバスと13人乗りの分を含めて、4台分ですけれども15万800キロ、年間に。大体、平日が1日475キロ、休日は260キロの走行距離を走っております。コンピューターもマイクロバスも大型になりますので、1年車検になっており、その間、6カ月点検、あるいは9カ月点検などの法定点検がございますので、その法定点検ごとに整備をしております。運行期間の間、5年間は現状のまままでいきたいなと思うんですけれども、まだ、エンジンにつきましても特に支障はございませんので、特に何年に更新するというような計画はございません。

出口委員長 道工委員。

道工委員 関連ばかりで申しわけないけど、波戸元理事、今、3年の契約をされたって言ってましたわな。1年だけですか。来年は2年間の契約するの。いや、債務負担の問題あるので、3年だったら、ちょっと法的に具合が悪いかなと思ったので、わかりました。

出口委員長 その辺をもう一度、回答、議事録残さないかんで、ちゃんと言っておいてくれますか。

波戸元しあわせ創造部理事 更新登録では3年間の更新登録をするんですけれども、委託料の契約については、30年度は単年度契約で、31年度、32年度を2年間の契約。ですから、31年度のときには債務負担ということで予定しております。

出口委員長 道工委員、よろしいですか。ほかの委員さん。

中原委員。

中原委員 予算書133ページの節7賃金にかかわってお尋ねをいたします。

来年度のドライバーの体制はどのようになるのか。さっき、一般会計補正予算(第9次)で、現在のところの数についてはお聞きいたしました、その体制を

維持するということになるのか。そうだとしたら、ちょっと予算の計上されている規模が大きいのかなと思ったりして、どのような予定になっているか、お聞きしたと思います。お願いします。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 賃金につきましては、臨時職員6名を見込んでおります。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今、臨時職員の賃金としては6名分ということをお聞きしました。これは6名全員、乗り継ぎ支線のドライバーに当たっていただくということだと思います。要は、有田交通にお願いしている以外の部分ですね。それ以外に、ドライバーとして雇用するという予定はないんですか。乗り継ぎ支線は、この臨時職員6人だけですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部理事 ドライバーにつきましては、今現在、臨時職員が6名、再任用が1名、その体制は30年度も変更はございません。6名と1名で運行します。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、もうございませんか、土木費に関しまして。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。賛成討論ですね。

反対の方、ございませんか。

では、どうぞ。

中原委員 反対したいものも含まれてはいるんですけど、できないことないですよ。別に反対しようと賛成しようと自由なんですけど、ただ、この厚生委員会所管の部分については、質疑通じて、子育て支援、また保険事業等、バスの運行事業も含めてですが、予算規模としては小さいものもあるかもしれませんが、非常に細かいところもよく気を配られて、いろんな工夫もしながら拡充を図っておられるということを感じますので、反対ということにはなりづらいなという気持ちであります。とりわけ、保育士と学童保育の指導員の時給の引き上げに踏み切られた点については、前向きに評価したいと考えるものであります。

ただ、従前から申し上げているとおり、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託をしたということにかかわっては、現時点では大きな混乱であるとか、そういったことは私の耳には入ってきておりませんが、安定的な運営が将来においても図られるのかということについて、私は不安を持たないわけではないですし、また、大阪府の制度における福祉医療制度の中でも、被害が一定及んでくるということが考えられます。そういった懸念材料もありますけれども、本委員会に付託された来年度予算の案件については賛同したいと思います。

質疑では申し上げませんでしたけれども、拡充してきたことも医療費助成ですが、岬町は岬町で非常に努力をして、これまで引き上げを図ってきたところですが、ほかの市町村では、高校卒業年度までという引き上げも徐々に増えてきておりますので、将来的にはそういった形の子育て支援も広げていけるようにということ、あわせて求めておきたいと思います。

出口委員長 ほかの方、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決をされました。

議案第10号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略いたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 予算書177ページから220ページをごらんください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 予算書205ページの19の負担金、補助及び交付金、その下の同じく負担金、補助及び交付金、この二つが29年度はなかったと思うんですが、来年度計上されているのはどういうことでしょうか。

それと、もう一点、予算書209ページの13委託料、生活習慣病予防対策支

援事業委託料ですが、29年度と同じ予算計上となっているんですが、計上は同じなんですが、その内容と成果のほうはどのようになっているのか、お教えいただきたいを思います。

松本保険年金課長 委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、最初のご質問のほうですが、平成30年度におきまして、国保については大きな制度改革がございます。これに伴いまして、予算の内容についても変更になってございます。まず、一番大きな点につきましては、今まで各市町村が保険者として医療費と事業費を賄っていたのですが、今後、大阪府全体で費用を賄う形になりますので、まず、国庫から直接給付を受ける分がなくなります。それに合わせて、大阪府も今後保険者になりますので、大阪府のほうに事業費納付金という形で納付をした分で、医療費と事業費を賄うという形になりますので、今回増えている科目につきましては、こういう形の制度の改正が主な要因となっております。

次に、生活習慣病のほうですが、例年、国民健康保険のほうで生活習慣病の予防対策ということで、各種の事業を実施しております。平成29年度についても福祉課と保健センターと連携を図りまして、生活習慣病予防に取り組んできたところですが、来年度におきましても同様に、連携を図りながら事業を実施していく予定でございます。平成29年度におきましては、当課のほうで実施をした分ですが、まず、健康に関する教室といたしまして、主に運動に重点を置いた形で教室を実施しております。その内容ですが、まず、健康ふれあいセンターを使用した教室を、その年に初めて運動に取り組もうというふうに考えてご参加をいただく方のための教室を、運動をメインにした教室を一つと、あと、プールを使って体を動かす教室を一つ、実施をしております。あと、前年度に同じような内容で参加をしていただいた方に対して運動を習慣づけていただくための教室を1年かけて実施をしておる教室が2つございまして、前年度に運動に関する教室に参加していただいた方の復習のための教室と、あと、プールでの運動に参加していただいた方に対する復習のための教室を実施をしております。それ以外に小グループで、お友達同士で参加をしていただいて、気の合う仲間と運動を習慣づけていただくための教室を実施をしております。半期を1クールとしまして、2クール実施をしております。それ以外に、29年度は新たに子育て支援センターのほうにご協力をいただきまして、今まででしたら40歳以上の特定健診の対象になる方を主な対象としておりましたが、それ以前に若いうちから運動を習慣

づけていただくために、子どもさんと一緒に参加をしていただけるような体操の教室を子育て支援センターの協力を得まして1年間続けて実施をしております。来年度におきましても同様の内容で実施をしていきたいと考えております。以上です。

奥野委員　まさしく私が参加すればいいのかなというような内容でございますが、実際の成果、1年間やってみてどんな成果が上がっていますか。

松本保険年金課長　実際に大きな成果というのがあらわれる方とあらわれない方それぞれいらっしゃると思いますので、全体的なお話ということになります。やっぱり今まで運動をずっと習慣づけていかなかった方についても、その教室に参加することでお友達ができて一緒に歩きにいたりとか運動したりとかという形である程度習慣づけるについては達成をされているのかなと感じております。あと、本来でしたら血圧、高血圧の方が血圧が下がったよとか、あと体重がちょっと落ちたよとかというお話が一番ベストではあります。やっぱり日ごろお医者さんにかかりながらも参加をされている方も何人いらっしゃると思いますので、その方々についてもやっぱり運動を習慣づけることによってやっぱりお医者さんに行く回数が減ったりとか、血圧が安定したよとかという効果が出ているということで参加者のほうからはお声をいただいております。

奥野委員　ありがとうございます。また、ぜひご相談に上がりたいと思います。

出口委員長　ほかの方質疑はございませんか。中原委員。

中原委員　今、質疑と答弁を通じて来年度からの大きな国民健康保険事業にかかわっての制度改訂について触れられたところでもあります。大阪府においては都道府県単位化ということが来年度から始まりますので、そのことに伴って、まず1点目にお聞きをしたいと思うのは、保険料がどのようになるかということをお尋ねしたいと思います。算定の方法なんかが変わって、担当課にとっては大変な部分があるだろうと思うんですけども、来年度の保険料についてはこれまでいろいろ議論をしてきたところですけど、できるだけ上昇を抑制してほしいということを申し上げてきたところではありますが、来年度の保険料についてはどのように推移すると考えられるのかお聞きをしたいというのが1点であります。

それから、今年度の年度途中から制度上の、私が思うに改悪と考えられるものがありまして、その影響についてお聞きしておきたいと思います。昨年の8月からと昨年10月から高額療養費と居住費にかかわって、利用者にとっては負担が増やされるという形の制度の改訂が行われたわけなんですけど、その影響はいかほ

どかつかんでおられるようであれば、お聞きしたいと思います。

それから、予算書の197ページの歳出の中で款1、項1 総務管理費、目1 一般管理費の中で節13の委託料に国保システム改修委託料とありまして、117万8,000円と計上されております。これはこういったシステム改修を予定されているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、予算書の207ページの保険事業の中で一番下に人間ドック負担金が設けられております。金額が少し増やされているように思うんですけども、人間ドックの助成を受けて受診される方が増えているのか、実績についてもお聞きしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

松本保険年金課長 まず、最初に保険料ですが、従来は保険料につきましては、各市町村で必要な医療費と事業費を推計して、それに対して保険料率を決定をしておりましたが、今回、後で出てきます法律の改正に伴った内容の改正についてもそうなのですが、実際に保険料を算定するという形から事業費納付金を算定するという形に変更になりますので、これに伴って保険料率につきましても大阪府が算定して通知する保険料率を見ながら実際に市町村の保険料率を決定するという形に変更になります。現在、大阪府のホームページ等でも今のところ公開はされているのですが、本町におきましては、統一保険料率と今現在本町で計算をしています。保険料率を比べましても、全体で見ますと同じぐらいか、統一保険料率のほうがほんの少しですがちょっと低いという形の結果は出ております。新年度につきましても、このあたり統一保険料率を使用して保険料を計算するのか、もしくは皆さんの負担の軽減等を考慮しながら保険料率を決めていくのかというのはこれからまた考えていくことかとは思いますが、今現在は大阪府のほうから示されている統一保険料率についてはそういう状況になっております。高額療養費の改正につきましてですが、ことしの8月から高額療養費の自己負担額の上限のうち、一般の、所得の区分でいきますと一般に該当する方の分につきまして、従来でしたら外来で、70から74歳までの方と、70歳未満の方と上限がちょっと変わるのでありますが、今回改訂になっているのが、70歳から74歳の方の医療費の自己負担の限度額ということになっております。この方の一般並み所得の方の上限が従前は外来が1万2,000円ということになっていたのですが、8月から外来が個人ごとに上限が1万4,000円、年間の上限が14万4,000円を上限とするという形に変わっております。外来と入院が混在した月、また入院だけの月につきましては、上限が5万7,600円ということで引き上げられております。

ただし、4回目以降につきましては4万4,400円ということで金額が設定されております。委員ご質問の内容ですが、8月以降の実際に高額療養費の影響額というのが、すみません、今のところ手元に資料がございませんので、後日また改めて資料等確認してお返事をさせていただいてよろしいでしょうか。

あと、続いて、すみません、システム改修費ですが、こちらにつきましては今回高額療養費制度が改正になりますので、これに伴ってシステムの改修が必要となっております。この分のシステム改修費となっております。

あと、人間ドックですね、人間ドックの実績ですが、今年度の見込みでよろしいでしょうか。

出口委員長 人間ドックの金額が少し増えているということの回答が欲しいんですね。過去の実績と。

松本保険年金課長 金額の上昇と関連があるのですが、今年度の見込み、ここ2、3年、平成27年度以降続けてですけれども、平成27年度が一番助成で受けられる方が少なかったのですが、それ以降徐々に助成で受けられる方が増えております。今年度の見込みにつきましては、人間ドックにつきましては90件を超えてくるかというふうに見込んでおりまして、あと、脳ドックにつきましても本町のほうは助成を実施をしておりますので、こちらも前年度と比べて実績見込みですけれども、10件以上の増が見込まれております。今回増額をさせていただいたのは、今後も皆さん健康に関心がある方もどんどん増えておりますので、改めて人間ドックを受診される方もここ数年増えております。今まで会社の被用者保険に加入されていた方で、今回国民健康に加入されている方等は特にそうなんです、会社に行かれていた間にずっと人間ドックを年に1回受診されていた方は引き続き人間ドックを受診される方非常に多くございます。この方々も被保険者の中では割合等増えてきているかと思っておりますので、この分も見込んで今回増額をさせていただいたということになっております。以上です。

中原委員 今年度、年度途中からの制度改訂の影響については、またわかり次第で結構ですでお知らせいただければと思います。ただ、お話しいただいたとおり、患者にとっては負担が増やされる内容となっていることは確かでありまして、来年度予算にもその影響は反映されているものなんだろうと思います。それで、国保システムの改修委託料のところ、高額療養費のシステム改修について説明がありましたけれども、これはまた来年度において高額療養費のシステム改修が必要になるということなのではないでしょうか。その内容はどんな内容なのか、お聞きしておき

たいと思います。

それから、もう一点、人間ドックの負担金ですけれども、かねてから助成の費用の上限額の引き上げを求めているのですが、来年度についてはいかがお考えかお聞きしておきたいと思います。お願いします。

もう一つ、一点目にお答えいただいていた保険料のことなんですけれども、統一保険料のほうが従前から岬町で計算をしてきた方法で算出した保険料よりも少しだけ安いかなと、余り変わらないという見通しが示されておりましたけれども、その金額は今年度、今の保険料と比べたらどうなんでしょうか。その点についてもお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 委員からの要望がありましたので、暫時休憩をいたしたいと思います。予備日はもうちゃんと抑えています。

そしたら、暫時休憩をいたしますので、再開は3時15分から再開をいたします。

(午後3時05分 休憩)

(午後3時15分 再開)

出口委員長 引き続き再開をいたします。松本課長からお願いします。

松本保険年金課長 質問にお答えいたします。まず、国保システムの委託料の分ですが、まだ余りいいお話とは言えませんが、平成30年8月から高額療養費の限度額がまた一部改正される予定でございます。それに合わせて今回システムの改修を委託をするという形で今回委託料を上げさせていただいております。

あと、次に人間ドックの助成額ですが、本町におきましては人間ドック1件2万7,000円、脳ドックについても1件につき2万7,000円という形で助成をさせていただいております。平成30年度におきましても同様の内容で引き続き助成をしてまいる予定でございます。

最後に保険料ですが、今の保険料と比べて上がるのか、下がるのかというお話だったと思いますが、実際、保険料率については個別で見ますとその世帯の所得とか、あと、加入されている内容等によって変わるかと思っておりますので、全体的にどうなるというお話はちょっと難しいかなと思うのですが、実際に医療分と介護分につきまして、所得割等々につきまして料率が下がりますので、その部分については下がってくるのかなというふうに考えております。以上です。

出口委員長 ありがとうございます。中原委員、よろしいですか。ほかの委員さん。

これで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか、どうぞ。

中原委員 来年度の保険料についてはまだ見通しがはっきりしない部分がある中でも、もしかしたら全体として下げれるかもしれない、ただ、先ほどの答弁の中で担当部局としてもできるだけ負担を軽くできるようにと考えているということだけはわかったんですけれども。そこは共通して願っているところではあります、実際の保険料がそのように推移していくのかについてはちょっと見通せない段階ということでありました。岬町においては絶対的な保険料そのものは高い、これは岬町だけではないのですけれども、国民健康保険料は絶対的に高いんですよ。どこでもそういう実態があるんですけれども、その中でも岬町においては一人当たりの年額の保険料を徐々に引き下げてきたという事実がございますので、ぜひ来年度についてもそれが下がるようにいろいろな部分で努力をしていただきたいと思います。賛成できないと考えるのは、保険料についてはっきり見通せないということもありますけれども、その一番の要因である都道府県単位化の問題であります。都道府県単位化については、これまでも私が問題だと感じる点については申し上げてきたところでありますので、この場で改めてそれを繰り返すことはいたしません、加入者への被害ができるだけ抑えられるように町としても努力をしていただきたいと思います。とりわけ、都道府県単位化とは別ですけれども、国保の運営に関して医療分野での改悪がさらに来年度も行われるということが明らかになったところでもありますから、加入者に対する救済措置も含めて、ぜひご検討いただきたいと思います。と要望して、賛成し兼ねる立場を申し上げておきたいと思っております。

出口委員長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり。)

出口委員長 では、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。よって、議案第10号は本委員会において可決されました。

議案第11号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

出口委員長 では、予算書の221ページから236ページをご覧ください。質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 後期高齢者医療制度の来年度からの保険料についてお尋ねをしたいと思います。高齢者医療制度については、広域連合の議会のほうで保険料についても議論をされているところでもありますので、そこでの議論の結果をお聞きしたいと思うのですが、聞き及んでおりますので、保険料そのものについては据え置きができそうだというようなことを聞いてはいるんですけど、2年ごとの見直しということでもありますので、この2年ごとにどんどん上がっていくのじゃないだろうかということをお不安視するものですが、来年度の保険料の見直しについてお聞きをしたいということが1点目であります。

それから、後期高齢者医療制度においても制度面で軽減措置が段階的に縮小されるということが行われておまして、これは今年度から低所得者世帯において影響が発生しているんですけど、この影響についてもわかる範囲で結構ですのでお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

松本保険年金課長 まず、来年度、平成30年度と31年度の後期高齢者医療の保険料ですが、来年度につきましては、まず最初に28年度、29年度の料率ですが、被保険者均等割額がお一人当たり5万1,649円と所得割額が10.41%ということで今皆さんにお支払いをいただいております。次に、30年度と31年度の保険料率につきましては、被保険者均等割額については、5万1,491円、所得割額については9.90%というふうに聞き及んでおります。

次に、低所得者軽減の分でございますが、おっしゃられているのは多分被扶養者の方の軽減の削減と、あと、所得割の軽減削減のお話かと思いますがよろしいでしょうか。こちらのほう、内容といたしましては、75歳以上の方で所得割のほうにつきましては、ある一定の所得層の方について、今現在、所得割5割軽減実施をされておりますが、29年度については2割軽減、30年度以降については軽減がなくなるという形で実施をされる予定でございます。もう一つが、75歳になられる前日までに被用者保険の被扶養者であった、入っておられた方につきましては、今現在、7割軽減がかかっておりますが、30年度については、これが5割軽減に見直しをされる。31年度以降につきましては、制度本来の軽減割という形になりますので、実際に被扶養者として加入されている方についまし

て、所得が高ければそれだけ軽減の割合が小さくなる、もしくは軽減がなくなるという形に変更されるということになっております。現在、岬町のほうで加入されている方のうち、所得割軽減の廃止による影響ですが、平成29年度の本算定時点の人数で確認をしてみましたところ、対象となる被保険者の方が約260名前後、お一人当たりの影響額はおよそ1万2,000円程度かなというふうに見ておりますが、来年度またその保険料自体が変わりますし、その年の所得によって、その方にお支払いいただく保険料等々変わってきますので、これらは上下するかというふうに見ております。あと、被扶養者の方の軽減ですが、こちらにつきましても、ちょっとすみません、今、手元のほうに資料が確認ができないのですが、今、現在被扶養者の軽減対象となっておられる方につきましても、世帯全体の所得が低ければ、現在それに当たる軽減措置を適応されています。今現在、本来被扶養者の軽減でいきますと、今年度7割軽減かかっておられる方がおおむね今のところ70名前後だったかと記憶しておりますが、これが来年5割軽減に変更になるか、もしくは世帯全体の所得が下がればそれなりの軽減対象という形になりますので、これについても数字が変動するかと考えております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今お答えいただいた中で、被扶養者に対する軽減のところですが、7割軽減に現在なっておられる方、70名ぐらいだったかなあとということでお答えいただきましたが、この方々は、その前の年は9割軽減だった方がスライドして7割軽減になった方々ということではないのでしょうか。所得とか扶養関係も年によって変わるので、全くイコールということにはならないかなとは思いますが、大部分はそう捉えたらいいのでしょうか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 そうですね、先ほど委員言われたように、実際にその年のその方の所得もしくは世帯全体の所得で軽減判定というのを実施をされますので、前年度9割軽減かかれていた方、皆さんが皆さん、今年度7割軽減の対象者になっているかという、必ずしもそうではないというパターンも中にはございます。

というのは、実際、前年度は9割軽減がかかってても、ことし世帯全体の所得を見直すと5割軽減しかかかれへんかったよ、もしくは9割軽減のままやったよという形の世帯も中にはございますので、全員が全員、そういう対象とは限らないとは思いますが、おおむね去年とことしと所得等が変わらなければ、9割軽減の方はそのまま7割軽減にスライドをしたと考えてもいいかと思えます。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対、賛成どちらですか。反対ですね。

中原委員 反対ですね。

出口委員長 どうぞ、反対討論。

中原委員 来年度、再来年度の保険料の見通しについては、お聞かせをいただいたところで、個人個人によって違いは出るんでしょうが、料率等を確認させていただいたところによると、そんなに大きく変わらないというか、少し減るのかなど、保険料は。そういう見通しですので、その点については負担が増やされるという不安はないわけなんですけれども、今、確認させていただいたとおり、段階的な別の分野での負担の増大ということが連続して既に起こっておりますので、これは岬町が悪いということではないんですけれども、制度上、遠い遠い国会で決められていることなので、どうしようもない部分もあろうかとは思いますが、ただ岬町の中の方で75歳以上の方の負担の重さを考えると、賛同はしづらいなあというところで、反対とさせていただきます。

出口委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決をされました。

議案第14号「平成30年度岬町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書277ページから320ページをごらんください。

質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の288ページ、款4国庫支出金、項2国庫補助金の目4介護保険事業費補助金のところに介護システム改修事業補助金とありますが、これはどういった内容のシステム改修になるのか、お聞きしたいと思います。

それから、本会議において、資料の請求をいたしまして、非常に早い段階で資料をおまとめいただき、ご配付をいただきました。その中身についてもお聞きしておきたいと思います。

この介護保険制度そのものの改定によって、従来は対象であった方が特別養護老人ホームに入れなくなったというような事柄がありますので、それについてお尋ねをいたします。

資料をいただいて、要介護3以上しか原則的には特別養護老人ホームに入れないということに現在ではなっているんですが、それでは、要介護1・2の段階の方から、例えば特別養護老人ホームに入りたいんだけどというような相談や問い合わせ等はなかったのかというような、これはちょっと施設のことなんで、聞いておられるかどうかわかりませんが、もしこの制度改定による何らかの影響がつかんでいただいているようなら、お聞きしたいと思います。

それから、本人負担の利用料の負担が2割負担に増やされた方というのがあるんですね。制度が昨年8月から負担が増える方が発生しておりまして、その人数が103人、直近では104人という数でございました。こういった方々は何が不安になるかということ、サービスの利用状況に変化が発生しないのかなということが心配になるんですけれども、そのあたりの影響についても何かつかんでおられることがあれば、お聞きしたいと思います。

それから、施設の食事と居住費の減額の対象が変えられたという事柄についてなんですが、これはいただいた資料によると、認定者数が当然ながら減少しているわけなんですね。これもちょっと施設のことなので、つかんでおられることがあれば結構ですけれども、このことによる何らかの利用者にとっての影響があればお聞きをしておきたいと思います。

お願いします。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 まず初めの第1点目、システム改修の内容でございます。こちらは、介護

保険制度、平成30年度改定の方ですが、30年度の補助対象分といたしまして、高額医療合算サービス費の見直しが予定されております。その改修と、あと介護保険による利用者負担の見直しということで、この8月から3割負担というのが新しくつくられます。それらの改修でございます。

次ですが、資料のほうの1番目、特別養護老人ホーム、要介護1・2の方の入所でございますが、平成27年4月の改正で、原則として特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設なんですけど、要介護3以上の方がご入所できる施設になりました。ただ、認知症があったり、知的や精神障害があったり、虐待があったり、ひとり暮らしや同居の方がご病気など、社会的な理由があって、在宅が困難な場合、施設の判断でご入所いただける、そういう制度がございますので、実態としては数もそうなんですけど、余り変わりがないということになっています。

この件で相談を受けた事例は、この平成27年4月からはございません。

2点目は本人負担の2割ですが、平成27年8月に本人の合計所得が160万円以上の方は2割になったんですが、比率が7.9%でございますが、利用状況としては変更はケアマネジャーに聞くと聞いてないです。ただ、個々の状況については把握はしてないんですが、ケアマネジャーによると、それほど影響はないというふうには聞いております。

最後、食事・居住費ですが、こちら平成27年8月に預貯金が1,000万円以上ある方、あるいは世帯分離等を夫婦で行ってた場合に、例えば妻と夫で世帯分離した場合、従来は住民票で見ますので、夫の分まで見なかったんですが、世帯分離していても夫の分を見るということになりましたので、その影響でこの表で見ますと、平成27年7月と平成28年3月、ちょっと単純には時期が違うので比較できないかもしれなんですけど、31人減少のほうをしております。こちら相談は実際には1件だけございました。実際に夫婦で世帯分離していたと。ご主人さんが課税で奥さんが非課税で、奥さんが入居されていたということで、費用があがるという相談が1件ございました。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

はい、どうぞ。

中原委員 今聞いた範囲でも非常に利用者にとっては利用しづらい制度になっていっているんだなあということがよくわかるわけですね。それで、さらに来年度からは保険料が全ての段階で軒並み引き上げられてしまうと。後で条例提案がされますけれども、私は以前から介護保険は保険あってサービスなしやと。介護保険という

制度はあって、保険料もずっと払わせられるんだけど、民間の保険だったら、自分の自由意思で加入も脱退もできますけど、介護保険制度は強制ですからね、絶対に払わないといけないものなのに、非常に使いづらい。そして、使うには利用料の引き上げをされたり、負担が重くされるということで、制度が物すごく悪くなっているんですね。

このことをなかなか町のほうで何か努力ができるかということは難しい点があるとは思いますが、岬町として何らかのこんな努力だったらできるんじゃないだろうか。例えば介護保険はなかなか難しいでしょうが、ほかの制度なんかでありましたら、一般会計からの繰り入れですよ。介護保険は非常にそれがやりにくくされていたりはするんですけど、何らかの町としての努力というか、負担を少しでも軽く利用しやすくなるような手だて、こういったことについては何か考えられることはないんでしょうか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護保険制度の負担割合につきましては、国で定められておりますので、なかなか難しいところがあるんですが、保険料を下げるためには介護の認定を受けていただく方ができるだけ少なくなる、健康なまちづくりを進めていかないと、このままでは介護費も膨らんでいくばかりやということで、健康づくりに今後は各課とも協力するとともに、国に対しても何らかの補助金制度を設けてほしいとは要望はしてまいりたいと思っております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

賛成ですか。反対ですか。

中原委員 反対。

出口委員長 反対ですか。どうぞ。

中原委員 今、最後に健康なまちづくり、ちょっと言葉では変、ごめんなさい。言っていることはそういうことです。介護保険だけではないんですけど、やはり医療費の抑制ということを考えても、健康をどう維持するかっていうこととあわせて、やはり自立した生活、健康寿命を長くするといいますか、この問題でいいですよ、

例えばシルバー人材センターのような高齢者の社会参加的な要素ももちろん考えていく必要があるだろうとも思いますし、そうなってきますと、まち全体で取り組むということになるので、介護保険の部局だけの問題ではありませんけれども、そういったことに尽力したいということや、それから国に対して補助金制度の拡充を求めたいということも言及がありまして、担当者として努力したいという気持ちは感じるところであります。

しかしながら、先ほど来申し上げているとおり、介護保険の保険料、それから利用料に当たっての負担の重さを考えた場合に、とても耐えられないような負担の重さになってきておりますし、さらに来年度においては3割負担の導入を持ち込まれるということがこの予算でもあらわれておりますから、賛成はとてもできないという結論になります。

あわせて申し上げたいのが、地域包括支援センターの問題であります。この会計にも地域包括支援センターへの補助金、運営委託料という形で計上されておりました、一般会計のところでも申し上げましたけれども、まだ何らかの問題が発生しているというわけではありませんし、また、委託を受けている社会福祉協議会においては非常に意欲的にこの事業に取り組もうとされていることも十分承知はしているんですが、この事業を直営で守るべきであるという立場は変わりありませんので、来年度予算においても地域包括支援センターを委託するということが予算で計上されている以上、賛同することはできないと考える立場であります。

出口委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第14号は、本委員会において可決をされました。

議案第21号「岬町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略い

たします。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この基準を定めるということではありますが、これは基準を定めるだけなんですか。それともその基準が守られて運営をされているのか、そういったその点検についても権限が委譲されるということになるのか。実務上のことも含めてお聞きしたいと思うんです。

それから、記録の保存年限ですけれども、5年間ということ、長く設けるようにしているようでありますけれども、その記録というのは、どういったものを指すのか、この機会にお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 池下課長、よろしくお願いします。

池下福祉課長 まず、こちらの条例なんですけど、今までは大阪府がケアプランセンター、こちら平たく言うとケアプランセンターの指定・指導の権限を持ってしまして、大阪府の条例でこちらの指定の人員基準とか、そういった基準を設けておりました、大阪版の権限委譲で広域福祉課で行ってまいりました。このたび法の改正で、平成30年度から全国の市町村の業務としてケアプランセンターの指定・指導という業務が入ってまいりましたので、市町村業務としてするに当たりまして、市町村として条例をつくりなさいということで、市町村で基準を設けております。引用型になっておりますので、基本は厚生労働省の基準を引用しておりますが、暴力団と記録の保存につきましては、広域共通なんですけど、町独自で規定をさせていただいております。

あと、5年間の書類は何を指すのかといいますと、書類は全て置いておいてくださいという、サービス提供日、その日から5年間の分につきましては、サービス提供記録を含めまして帳票系全て置いておいてください。ただし、5年を過ぎた後は捨てていただいて構いませんよということで、後で指導に行くときに、不正請求とかがあったときに確認できる書類、それは全て置いておいてくださいということですので、必ずそろえておかないといけない請求関係、金銭関係のやりとりとケース記録については必ず残しておいてくださいということでございます。

出口委員長 ありがとうございます。

中原委員。

中原委員 指導は誰が行うんですか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 失礼しました。指導引き続き広域福祉課において、今度は市町村の共同事務としてやらせていただく予定でございます。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第21号は、本委員会において可決をされました。

議案第25号「岬町特別会計条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の提案は、地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託するというに伴って、特別会計のうち保険事業勘定が削られるということで、もう岬町の会計としては介護保険特別会計介護保険事業という会計一本だけになるという提案、ちょっと何か違ってた。訂正してください。だと思っていたんですけど、サービス事業勘定、ありがとうございます。ご訂正いただきました。削られるのはその介護サービス事業勘定のほうが削られるということで、岬町の特別会計としては一本になるということなんですね。

それで、そうなりますと、さきにも申し上げましたが、介護サービス事業勘定の中で行われるような事業、また財政運営、その分野が私ども議会にとっては非常に見えづらくなるということをお願いしてきたところで、これは、じゃあ、ど

うしたらその中身が少しでもつかめるようになるのかなということだと思いますと、社会福祉協議会において地域包括支援センターの事業を行っていただいているわけですから、社会福祉協議会のその分野の予算ですとか、決算ですとか、そういう資料を見せていただければ、つかませていただくことができるのかなと。

それをきちんと議会に毎回資料配付という形で結構ですので、配っていただきたいなと思うんですけど、それは可能でしょうか、ここには社会福祉協議会の人がないから、今ここで聞いても仕方ないかもしれませんが、それをぜひ委託をしている先である社会福祉協議会に依頼をしていただきたいと思います。それで、議会のほうに、もしかして要らないですか、そんな資料。私は欲しいので、事業内容がわかるもの、社会福祉協議会のほうで、この総合事業にかかわって単独の会計書をつくっておられると聞いておりますので、それを予算、それから決算、判明した段階でご配付をいただきたいなあとと思うんですけど、それはお願いできますか。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 予算書、決算書につきましては、原則公開できるものと私ども考えていますが、社会福祉協議会のほうと一度ご相談をさせていただきたいと考えております。

それと、ちなみに、先ほど議員少し申されましたが、地域包括支援センターにつきましては、社会福祉協議会の中のいわゆる特別会計という形で経理されておりますので、本体部分とは別に経理されると思っておりますので、その辺も含めて協議をさせていただきたいと思います。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

反対ですか。

はい、どうぞ。

中原委員 今資料の提出については社会福祉協議会のほうに聞いてみるということで、またそれは結果がわかり次第お知らせをいただきたいと思いますけれども、かねてから申し上げているとおり、総合事業については町の直営で行うべきであるとい

う考え方には変わりありませんし、会計が先ほど申し上げましたとおり、依頼をしてその資料が恐らく提出いただけるとは思うんですが、そういう形でなければ、私ども議会のもとへ明らかにされないということになってしまいますので、それはやはり岬町として責任を持って行う事業に目が行き届かなくなるということにもつながりますし、私は議員としての職責を果たしづらくなるということになり、また、利用者がどのようなサービスの提供を受けておられるのかといったことまでわからなくなりますので、そういったことにつながりかねない今回の提案には賛同できません。

出口委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第25号は、本委員会において可決されました。

議案第27号「岬町災害見舞金支給条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 今回、このような改定を見まして、町も以前からこのように規定してくれてたんだなということを知ったところなんですけども、こういう見舞金というのは結構出るものなんじゃないかな。そんなに出ないものだとは思いますが、実績等々わかりましたら、教えてください。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 実績としましては、平成28年度、29年度はゼロ件です。平成27年度、半焼が1件です。平成26年度がゼロ件、平成25年度が全焼1件ですので、こ

の程度でございます。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

賛成ですか。反対はございませんか。

どうぞ、賛成討論。

竹原委員 内容を拡充するといったところで、積極的に賛成したいと思います。この実績が先ほど答弁いただいたように、ゼロか1件というところなんですけども、やはり皆困っているときは、わらにでもすがりたい気持ちでありますので、こういうように改正していただけるのはありがたいことだと思いますので、賛成ということにさせていただきます。

出口委員長 ただいまの賛成討論は竹原委員でした。

ほかに討論ございませんね。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第27号は、本委員会において可決をされました。

議案第28号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岬町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件も同じく本会議で説明を受けております。理事者の説明を省略いたしたいと思っております。

よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の提案は、地域限定保育士の引用条項の数字が変わったということなんだろうと思うんですが、この地域限定保育士の雇用の実績なんかは岬町ではあるんでしょうか。参考にお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 地域限定保育士につきましては、岬町での雇用はございません。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 よろしいですね。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第28号は、本委員会において可決をされました。

議案第29号「岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略いたします。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

議案第30号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

議案第31号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の50ページの中で大きな2番、主な改正の内容ということで、①から⑨まで記載をされております。その中の⑧なのですが、この納付回数が改正前は12回の納付回数であったものを改正後、府内統一基準とすると10回に減るといふ提案なんですね。

それで、納付回数が減るといふことは、1回当たりの納付金額が高くなるということになります。そうすると、生活の制度設計が非常にやりづらいと。こういった声は実は以前から寄せられておまして、非常に払いづらい状態に、よりそうになっていくんじゃないかなということをおもうんですが、これは回数については、こうとしか、なりようがないものなんでしょうか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 今回の納付回数のお話ですが、今現在、国民健康保険の納付回数は12回ということですが、4月から6月までを仮算定期間ということで、その年の所得額等が確定をしていないので、前年度の所得額で3カ月分を計算をして、仮の金額で3カ月お支払いいただく。7月に本算定ということで、ことしの所得額で1年間分の保険料を再計算しまして、前の4、5、6の間の保険料と本算定後の保険料の差額については、7月以降で割り振って納付をいただくという形をとっていました。

今回、納付回数10回ということで、実際は4、5、6、今までお支払いをいただいていたんですが、この間お支払いをしていただく必要がなくなります。6月に本算定ということで、従来の本算定期より一月前倒しで実施をすることになりますので、12カ月分を10回で割ってお支払いをいただくという形になります。

一月の保険料については、少々負担が大きくなるというのは確かにそうなんです。今現在の方法でお支払いをいただく形でいきますと、結局、前の4、5、6で実際の額よりもたくさんお支払いいただいていたたり、少なくともお支払いいただいている方については、7月以降の負担が大きくなるという状況がございます。

あと、もう一つ、これは人数はそんなに多くないんですが、特別徴収の対象の方、年金から天引きをさせていただいている方につきましては、毎年2月の時点で老齢基礎年金の給付額と一月の保険料額を比べて特別徴収をさせていただくことができるかどうかという判断をさせていただいております。従来の算定方法の場合、仮算定期間中に実際よりもたくさんお支払いいただいて、1年間分を3カ月で支払い切ってしまう場合も中にはございますので、そういう場合は翌年の2月に特別徴収の対象者を判定する際に、実際にお支払いいただいている保険料がないという状態が発生をします。こういった場合、今まで年金天引きされてたのに、ことは年金天引きがされへんという状況が生まれてきて、逆に納付書が届いているけど、年金から天引きされていると割と思込まれる方も結構、今までずっとそういう形でお支払いされていた方はいらっしゃいますので、未納になる可能性もあつたりとかという形になりますが、今回の算定方法でいきますと、そういう実際に2月に保険料がなくなるという方は逆に少なくなるというメリットもございます。今のところ、原課で考えられる状況としてはそういうことかと思ひます。

出口委員長 ありがとうございます。

中原委員。

中原委員 この納付回数については、岬町が独自にルールを設けることができるんですか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 納付回数につきましては、大阪府下の統一基準で定めているところがございますので、今現在、例えば岬町が独自に10回以上の納付回数で数年間は納めていただくことが可能ですよという形で実施をしたとしても、6年後の激変緩和期間を過ぎますと、10回に変更しないといけないという状況になりますので、6年後はもう独自に回数を定めるということではできなくなります。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 反対。

出口委員長 反対ですか。はい、どうぞ。

中原委員 先ほど国民健康保険特別会計のところでも、いろいろ都道府県化のことも含めて申しあげましたので、基本的には都道府県単位化が持ち込まれるということに対して賛成できないという立場でありますので、この件についても反対であります。今の質疑を通じて6年後には非常にもうがんじがらめになってしまうんだなあということも改めて感じたところであります。

少なくとも6年間の間に岬町ができる努力は尽くしていただきたいと思っておりますし、私個人としては、6年間の間に都道府県単位化がまた元に戻って市町村単独の国保に戻るのが一番いいなと思っております。

賛成できません。

出口委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第31号は、本委員会において可決をされました。

議案第32号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

この議案に対しても本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ですね。どうぞ。

中原委員 お聞きしたいことは、先ほど介護保険特別会計のところでお聞きもしましたので、質疑は割愛をいたしました。

今回、準備基金を全額取り崩すということも行いましたけれども、全ての階層において軒並み介護保険料が引き上げられるということで、非常に腹立たしいところではありますが、制度上の限界も同時に感じているところでもありますので、岬町やその担当者に文句を言うものではありませんけれども、このことによる住民負担が増えることを考えると、賛成はできないという立場であります。

出口委員長 賛成討論はございませんね。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第32号は、本委員会において可決されました。

議案第35号「岬町霊柩自動車使用条例の廃止について」を議題といたします。

この件も同じく本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略いたします。

よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 それでは、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 1件だけ教えてください。長年使われたお車と聞いたんですけど、年式というのは、何で何年使ったかというのだけお願いします。

出口委員長 辻里課長。

辻里住民生活課長 初年度登録年月日が平成4年3月となっております。25年使用しているものです。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの方ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件17件については、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時09分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成30年3月9日

岬町議会

委 員 長 出 口 実